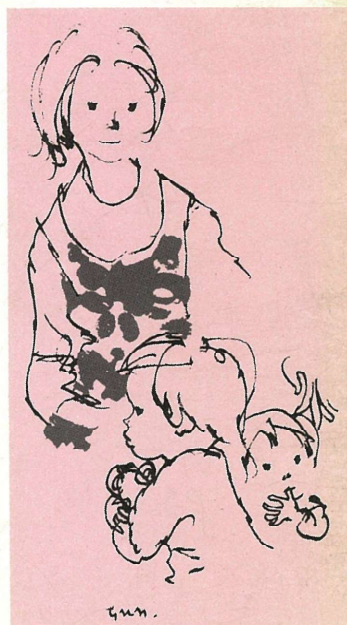


田沼肇編著  
現代の婦人論

大月書店



目次

はしがき…………… I

I 現代の婦人論

現代婦人論の課題…………… 田沼 肇…………… 二

一 戦後資本主義と婦人論の軌跡…………… 二

二 わが国婦人層の現代的特徴…………… 六

三 婦人の社会的生産への参加の意義…………… 六

四 婦人労働者の運動と「家庭婦人」…………… 四

五 男女平等——民主主義的要求の発展…………… 五

婦人の生活と現代民主主義…………… 米田佐代子…………… 六

一 婦人論における生活論の確立——問題提起にかえて…………… 六

二 婦人運動における生活要求の発展…………… 七

III 目次

IV

三 婦人の生活要求と地域…………… 五  
 四 婦人の政治参加と民主主義…………… 六  
 むすび…………… 七

II 婦人労働者の状態と労働運動

労働組合運動と婦人労働者…………… 竹内 真一…………… 六

一 問題提起…………… 六

二 国際労働組合運動と婦人労働者…………… 一五

1 労働組合の初歩的な発展の段階…………… 一五

2 職業別労働組合の確立の段階…………… 一七

3 職業別労働組合から産業別労働組合への移行の段階…………… 一九

4 全般的危機とプロフィンテルンのたたかい…………… 二三

三 わが国における婦人労働者のたたかいと組織化…………… 三〇

1 戦前の経験…………… 三〇

2 戦後改革と産別会議…………… 三四

労働者階級の婦人の状態の変化…………… 三五

——一九六〇年代から七〇年代へ…………… 明野 進…………… 三五

V 目 次

はじめに	一五〇
一 「高度成長」はなにをもたらしたか	一五三
——六〇年代の婦人労働者の状態の変化	一五三
1 新しい搾取の諸形態は労働婦人の生活にどのように浸透したか	一五三
2 社会的貧困の歴史的蓄積	一六一
3 労働者階級の婦人の歴史的形成とその内部構成の変化	一六四
二 七〇年代前半の婦人労働者の状態の変化	一七三
1 婦人賃金にあらわれた最近の特徴	一七四
2 婦人労働者の雇用の動向	一八一
3 婦人労働者の労働時間	一八六
4 母性保護の状態の変化	一九九
むすび——婦人労働者の要求の発展と政治革新をめざす闘争領域の拡大	一九九
婦人労働者の生活実態と要求	二〇〇
松原 セツ	二〇〇
はじめに	二〇〇
一 七〇年代における婦人の階級構成・労働力状態の特徴	二〇三
二 家計の実態からみた生活要求	二〇六
1 「狂乱物価」のもとでの労働者家計	二〇六
2 共稼ぎ労働者世帯の家計の実態	二二

3	まずしい食生活と貧困な住宅	三二四
三	生活時間構成の特徴からみた生活実態と生活要求	三二七
1	婦人労働者の生活時間構成	三二七
2	疲労の表態	三三三
3	家庭内労働をめぐる諸問題——家事・保育・教育要求との関連で	三三五
四	婦人労働者の生活要求と広範な婦人層の生活要求との結合	三三六
むすび		三三四

### III 婦人論をめぐるイデオロギー

男女平等と家族問題	柴田 悦子	三三六
はじめに		三三八
一 男女差別をめぐって		三三九
二 家族・家庭の問題		三四〇
三 「マイホーム主義」をめぐって		三四七
四 労働婦人と婦人解放		三四一
「性差別」と民主主義——「ウーマン・リブ」論批判	柴田 悦子	三五六
一 ウーマン・リブ婦人運動の背景		三五六

Ⅶ 目 次

二	リブ派婦人論批判	二六九
1	リブ派のいう「男女差別」の原因	二六九
2	「家」制度解体Ⅱ「男」敵論のあやまり	二七一
3	「意識革命論」からくる大衆蔑視	二七四
4	民主主義の軽視と改良闘争の否定	二七六
三	極左婦人論の特徴と果たす役割	二七九
1	既存の婦人運動を蔑視	二七九
2	分裂主義者の「論理」とその行きつく先	二八一

## 現代婦人論の課題

田 沼 肇

### 一 戦後資本主義と婦人論の軌跡

第二次大戦後の資本主義は、アメリカ帝国主義のドルの力、普遍化した国家独占資本主義の支配によって、世界的に再建され、相対的に持続的な生産の増加をなしとげてきた。わが国において、そのいわゆる「高度経済成長」が、とりわけ一九六〇年代に顕著であったことは、よく知られているとおりである。われわれが、現代婦人論の課題を検討するにあいにも、このような戦後資本主義の発展が、その対極に、どのような社会的・経済的諸結果を生みださざるをえなかったか、という現実とのかかわりで考察しなければならない。そして、真の男女平等、婦人解放をめざす労働者階級の婦人を先頭にした闘争と、子ども（家族）をまもり、生活（家庭）をまもる要求を基礎にした婦人運動との画期的な達成に学

び、運動のなかで理論のはたしてきた役割を客観的に評価するとともに、現在だけでなく、未来へむかってすすむ方向性において、婦人論の課題を、いっそう正しく確立すべきであろう。

#### 主婦「第二職業」論と主婦労働価値論争

さて、「高度経済成長」の過程が進行しはじめた一九五〇年代のなかば、まず注目をひくのは主婦「第二職業」論がジャーナリズムをにぎわした事実である。これは、石垣綾子氏が、『婦人公論』（一九五五年二月号）に、「主婦業」は、本来の職業（第一の職業）をもったうえで、さらにそのほかになされるべき「第二の職業」であり、「主婦業」だけで生活している女は、独立した人間といえず、「心はふやけ、頭は退化していく」と書いたことが口火になった。婦人労働者の運動のひとつの特徴的なあらわれとして、東京で「働く母の会」が誕生した翌年のことである。

たしかに、この石垣氏の発言は、朝鮮休戦後に強行された労働者にたいする大量解雇、労働組合運動における新たな協調主義的潮流の育成、生産性運動の導入、そしてMSA協定の締結をはじめ、政治的にも反動化がすすめられてきたなかで、ポツダム宣言によって道をひらかれた「婦人解放」の成果がふたたび侵されつつあることへの「警鐘」という面をもっていた。しかし「婦人解放」の流れを大きくするたぐいという意図からではあるが、主婦も「本来の職業」をもつべきだと唱えた石垣氏の見解は、金持伸子氏によれば、「資本主義社会の法則から、婦人が社会的労働につく意義を強調した嶋津千利世さんらの主張によって、理論的に補強されたりしたが、多くの主婦を納得させることは出来なかった。」『共働きのくらしと意義』、汐文社、一九七二年刊

主婦が「心はふやけ、頭は退化していく」のたいし、「社会に出て働く人間は、男でも女でもたえ



「高度経済成長」の過程が進行しはじめたなかで、心を「ふやけ」させてもいられない主婦たちを納得させられなかったし、この時点で「婦人解放」の成果をまもり、発展させる運動の実情からも、遊離した主張になっていた。その背景の一端について、金持氏は、つぎのように述べている（前掲書）。

「戦後は、婦人の社会的地位にも、さまざまな変化がおこった。新しい憲法が制定され、婦人にも、選挙権をはじめ市民的な諸権利がみとめられたからである。婦人は、職場で、男性と肩と肩をならべて働くようになったが、それだけでなく、PTAやその他の地域活動の場でも、民主主義を共通の旗印にかかげて、積極的に活動しはじめたのである。たとえば、『主婦第二職業論』が発表された一九五五年についていうならば、丁度、第一回母親大会が開かれた年であり、また、主婦連が一〇円牛乳運動をはじめた年でもあった。」

つげくわえれば、一九五四年のビキニ被災をきっかけにして、原水爆禁止運動で婦人が大きな役割をはたしはじめていたし、同年には「母と女教師の会」の結成もよびかけられた。それにしても、石垣氏が描いたシエーマは、やはり一種の影響力をもつ思考方法の産物として、一九六〇年代における婦人労働問題の研究にまで尾をひいていくことになる。また、石垣氏らの主張に納得できない人々の批判も、この時点では理論的に整理されえず、それを裏づける客観的諸条件についていえば、「高度経済成長」の過程の進行、矛盾の累積を、もうしばらくまたねばならない面もあった。

ところが、まもなく一九六〇年安保闘争の高揚のなかで、磯野富士子氏による「婦人解放論の混迷」『朝日ジャーナル』一九六〇年四月一〇日号が発表され、こんどは、主婦労働の「価値」を認めることに

よって、婦人解放の理論的基礎となしえないだろうか、という問題提起がおこなわれたのである。そして、いわゆる主婦労働価値論争が展開されたが、この論争は、「高度経済成長」の過程との関連でいえば、「おそらく主婦の無償労働が家族の生活維持に不可欠で重要な役割をはたした最後の時期におこなわれたもの」(柴田悦子「婦人解放と労働婦人の役割」、「労働・農民運動」一九七一年二月号)であった。主婦労働の「価値」を認めるか否かという議論は、経済学的にみたばあい不毛の感を免れないが、高木督夫氏も書いているとおり、磯野氏が「資本制的賃労働関係を、擬似的に主婦労働にあてはめ」ようにしたため、「男女平等が体制的なものと結びつかず、家の中の近代化論に逆もどり」せざるをえなかったところに問題の焦点があった(「婦人運動における労働婦人と家庭婦人」、「思想」一九六〇年二月号)。

論争のなかで主婦労働の「価値」を主張した論者たちのひとつの特徴をふりかえると、たとえば磯野氏が、右の論文を発表した一九六〇年には、すでに「高度経済成長」の過程が進行していたにもかかわらず、ひきつづき主婦の多くが賃労働者化しないで家庭にとどまり、あるいはとどまりつづけられるかのような認識が根底にあったことである。こうした認識は、やがて冷徹につらぬく資本主義の経済法則によって幻想と化した、といつてよい。主婦の多くが賃労働者化してくると、それにともなつて、事実上、この論争も立ち消えになってしまった。

しかし、一方では、主婦労働の「価値」を認めるべきだとの主張が、経済学的に誤っているだけでなく、反動的な「婦人よ家庭へ帰れ」論に口実をあたえるという面に力点をおいて批判した論調のなかに、むしろ現実には家庭からひきだされて急増しはじめた婦人労働者と「家庭婦人」とを、機械的に対立させてとらえるようなゆきすぎが芽生えていたことにも注意を向けたいわけにいかない。第二次大戦後の

はげしい生活破壊のなかで、婦人の実生活と運動は、生存権にもとづく要求として、家庭をまもるといふ課題に新しい時代的意義を付与しはじめていたのである。

もちろん、「婦人よ家庭へ帰れ」論そのものは、ヒットラーの三K理論(婦人は Kinder 子よ、Küche 台所、Kirche 教会のことだけを考えていればよろしい)を想起するまでもなく、きわめて反動的な性格をもっている。そして、今日の「婦人よ家庭へ帰れ」論は、ただ婦人労働者と「家庭婦人」とを対置して、婦人を家庭へ閉じこめるというだけでなく、資本の必要に応じて、彼女たちをふたたびパート・タイムや内職へ駆りだすためのライフ・サイクル——極端に低い生活水準への釘づけと運動していることが特徴であろう。「婦人よ家庭へ帰れ」論に反発するあまり、婦人労働者と「家庭婦人」とを機械的に対立させてとらえる傾向は、こうした今日の「婦人よ家庭へ帰れ」論の実態ともかみあわず、「労働力流動化」政策ないし積極的労働力政策への有効な反撃の手がかりにもなりえない。

磯野氏らの見解が「婦人よ家庭へ帰れ」論に口実をあたえることを批判した立場は、結論についてはうと主婦労働の「価値」を認めるべきだと主張と対立的だが、現実把握についていえば、国家独占資本主義の支配が不可避免的にひきおこしはじめた諸結果(婦人労働者と「家庭婦人」とのそれぞれにおよぼしはじめた影響)を、全体として正しくとらえられなかった不十分さをもっていた。

「家庭婦人」が、とくに目を社会にむけ、政治を考えるように方向づけられたのは、なにも一九七〇年代にはいってにわかになじた客観的現実の変化ではなく、その新しい条件が、すでに一九五〇年代の後半から用意されはじめていたという事実こそ、理論上の観点の重要性がある。同じ時期に、婦人労働者と「家庭婦人」との共同が大きく可能になってきたことにかんしても、理論的な説明が十分にはす

すめられず、一九六〇年代の婦人労働問題研究には、婦人労働者の運動と、「家庭婦人」の存在・役割との統一的把握に欠ける問題点が残された。

「封建遺制」と「近代化」

ところで、婦人労働者の全般の問題をまとめた戦後最初の文献と思われる『婦人労働』（講座「労働問題と労働法」第六巻、弘文堂が刊行されたのは、一九五六年のことであった。大河内一男・磯田進両氏による同書の解題は、戦後そのころまでの学界に影響力をもっていた問題意識を、つぎのように述べている。「婦人労働」の問題を正しく解決し得るかどうかが、日本資本主義が、己れ自ら、封建遺制的なものをふり払って、近代化できるかどうかの、証拠になる。また、日本の労働運動が、ほんとうに近代的な社会運動・階級運動としての実体を身につけうるかどうかの、試金石にもなる」と。ここでは、戦後の婦人にたいする差別の本質が、けっして封建的なものではないこと、たしかに残存する慣習などが差別のために利用されてきた面はあるが、その本質は資本主義的支配にもとづいていること、「悪」は「封建遺制」で、「近代化」されればよいという考えかたは、戦後日本資本主義のもとでの婦人にたいする差別の本質を覆いかくしてしまふなどのことが、かならずしも明確ではなかった。

一九六〇年代にも、まだ多かれ少なかれ、このような『婦人労働』をめぐる大河内氏らの見解の影響から脱しきれなかった婦人労働問題の研究が、「家庭婦人」をもふくめた生活要求の発展についての解明が深まっていなかったことも手伝って、ややもすれば主婦「第二職業」論にみられたような思考方法へ回帰し、資本主義社会における婦人の「社会的生産への参加」、「公的産業への復帰」の進歩的意義を、一面的に強調する誤りに陥りがちになったのは、ひとつの歴史的制約であったかも知れない。

もちろん、すでに前記『婦人労働』の解題でも、「戦後の労働組合が、多数の婦人組合員をふくみながら『婦人問題』を組合運動の問題として、どのような形で解決しようとしてきたか、またしつあるか」という、当然に正当な課題の提起がみられる。このような課題の提起にこたえようとする努力をふくめ、社会政策学会第一九回大会が「婦人労働」を共通論題にしてひらかれたのは、一九五九年のことであった。とくに藤本武氏の研究発表「婦人労働者と最低賃金制度」は、今日における婦人論の展開にとっても、示唆に富んだ業績である。藤本氏は、最低賃金制が「何よりも婦人労働者の低賃金引上げの問題」であるにもかかわらず、婦人労働者全体として「殆んど無関心に近かった」こと、「婦人運動家といわれる人達」のなかからも「運動は殆んどおこっていない」ことを指摘したうえで、それは、この民主主義的要求が、どのような意味をもつかについて十分認識されていないためだ、と主張した。

同じ社会政策学会第一九回大会において、嶋津千利世氏は、「合理化攻勢と女子労働運動」と題する研究発表をおこなっている。この嶋津氏の研究発表が、「戦後の女子労働運動は、合理化攻勢にたいする抵抗の総体である」という規定で貫かれていることは、その後、一九六〇年代における婦人労働問題の研究が、「合理化」攻撃と婦人労働者の状態、それにたいする抵抗の状況に重点を指向したと結びついて、象徴的である。「合理化攻勢にたいする抵抗の総体」として婦人労働者の運動をとらえる立場は、嶋津氏のばあい、当初から、「女子労働運動は、つねに労働運動の一面であり、女子のみの運動が存在しないことはいうまでもない。女子特有の要求にもとづく運動であつても、女子独自の運動としての発展はない」という見地を守っており、たしかに、その視点にもとづいて、婦人労働者の状態や抵抗の状況の整理を綿密化するという、系統的な成果をあげた。しかし、他方、この側面からの婦人労働

問題へのアプローチも、婦人労働者の運動の「総体」を「合理化攻勢にたいする抵抗」にもとめるところから立論されてきたため、理論の展開として、やや全面性に欠ける結果を招かざるをえなかったのではないか、と思われる。

#### 教条的な傾向

なお、わが国のように、当面、反帝・反独占の人民の民主主義革命がめざされている社会では、男女平等の要求が、社会的・経済的にも、思想的にも、一般民主主義の課題とむすびついて、大きく達成されるはずである。それなのに、婦人問題の研究においては、このような歴史的な段階を具体的に規定することを、事実上、軽視してしまっている議論も少なくない。

このことは、婦人問題の研究が、なにもわが国だけにかぎらないが、かなり教条主義的な傾向をおびていた好ましくない「伝統」とも関係があるようだ。たとえば、婦人問題の文献には、家事・育児からの解放を主張するために、レーニンの「偉大な創意」(『全集』第二九卷)のつぎの一節が、しばしば引用されている。

「こまごました家事経済が彼女を押しつぶし、窒息させ、おろかにし、いやしめ、依然として彼女を台所と子ども部屋にしばりつけ、未開さながらの不生産的な、こまごまとした、神経をいらだたせ、人を愚鈍にし、打ちひしぐような仕事によって、彼女の労働を奪いとっている。」

しかし、レーニンのこの言葉は、すくなくともつぎの三つの条件つきで理解されなければならない。第一に、「偉大な創意」は、そのサブ・タイトル(銃後の労働者の英雄主義について、『共産主義土曜労働』について)がしめすとおり、革命後の一九一九年に、当時の情勢の必要にこたえて書かれたものであり、

レーニンがここで問題にした「家庭奴隸」は、「あらゆる解放的な法律がしかれたにもかかわらず」、いぜんとしてそうであることを指摘したものであるという事実。第二に、しばしば引用される部分にすぐつづけて、「真の婦人解放、真の共産主義は、このこまごました家事経済にたいする大衆的な闘争（国家権力をにぎっているプロレタリアートによって指導される）が、もつとただしく言えばこの家事経済の大規模な社会主義経済への大量の改造がはじまるところで、またそのときに、はじめて開始されるであろう」と述べている展望。第三に、同じ箇所、「実際に婦人を解放することができ、社会的生産と社会生活ではたす役割のうえでの、婦人と男子との不平等を、実際にすくなくし、これをなくすことのできる手段」は、「新しいものではなく、（一般に社会主義のすべての物質的前提がそうであるように）大規模な資本主義によってつくりだされたものである」が、「資本主義のもとではこれらのものは、第一に、稀有のことであり、第二に、——とくに重要なことであるが——投機、儲け、欺瞞、いかさまなどの、あらゆる最悪の面をそなえた小商人的な企業であるか、でなければ、すぐれた労働者が憎みさげすむのも無理のない「ブルジョアの慈善のかるわざ」であるからだ」と強調されている視角。

これらの事実や展望や視角をほとんど無視して、レーニンが、不生産的な家事労働による浪費について述べた言葉を恣意的に引用し、資本主義のもとでも婦人の労働力は「このような浪費」によってこなわれているため、より質の悪い労働力として規定される、などと主張するのは誤りであろう。また、レーニンのいう社会主義建設をめざす社会にとつての浪費（その意味で、「こまごました家事経済」が「彼女の労働を奪いとっている」と、資本にとつて浪費である「私的奉仕」の位置づけとを、混同すべきではない）であろう。

さらに、婦人は社会的労働にたずさわっていくなかでこそ「解放」への道をきりひらくことが可能になると主張するために、レーニンのつぎの言葉が、しばしば引用されてきた。これも革命後の一九一九年におこなわれた演説「ソヴェト共和国における婦人労働運動の任務について」(『全集』第三〇巻)の一節である。

「婦人が家事に従っているかぎり、婦人の地位はあいかわらず圧迫されている。婦人を完全に解放し、男女の真の平等を実現するためには、社会的経済(ロシア語原文のまま)を実現し、婦人を一般的な生産的労働に参加させなければならない。」

たしかに、革命後の演説である点を無視して、いきなり資本主義社会の問題にあてはめることは、妥当性を欠く。また、右の引用文中の「生産的労働」を、資本主義のもとでの「生産的労働」と同義にとらえれば、このこと自体、理論上の問題になりえない。一般的な規定や標識は、それだけなら、どんな歴史的段階をも正しく理解するために役だたないのである。

以上のほか、同じレーニンの「婦人労働者第一回全ロシア大会での演説」(『全集』第二八巻、「婦人労働者へ」、「国際労働婦人デーによせて」(同第三〇巻)、「国際労働婦人デー」(同第三二巻)なども、婦人労働問題研究の古典的なよりどころとされてきたが、しかし、その扱われかたには疑問も少なくない。たとえ資本主義と社会主義のあいだに共通なものや一般的なもののみられるにしても、その発展を特徴づけるのは、まさに共通性や一般性からの区別である。この区別を無視して共通の規定や一般的な標識に固執するのは、現代の問題の把握のうえで、教条をあてはめる誤りにみちびかれざるをえない。なお、レーニンが社会主義建設のなかで主張したことも、婦人にとって社会的労働が必要だという一般的



命題などによるものでないとの米田佐代子氏の指摘（本書八九ページ）を参照されたい。

#### 論議の活発化

帯刀貞代氏が、「この半世紀のあいだの、日本の婦人のなやみくるしみは、いまもなお決して解決をみていない」けれども、「ただ解決への道は今日では戦前と比較にならない幅と深まりを持ってきりひらかれつつある」と書いたのは、一九五七年のことであった（岩波新書『日本の婦人』）。そして「日本共産党綱領」が確定したのにつづいて、婦人運動が実践面でいっそう大きな前進を示したにもかかわらず、一九六〇年代においては、婦人問題をめぐる研究が、少なくとも経済学などの分野で、それなりに期待されただけの前進をとげたとはいえないのである。

こうした状況のなかで、『前衛』一九七一年五月号に、シンポジウム「婦人運動と婦人問題」が発表された。それは、同じ『前衛』が一九七二年一月号から三回にわたって連載した相原純「婦人論の諸問題」とともに、婦人運動の実践、婦人問題をめぐる研究に一石を投じ、沈滞しがちだった論議を活発化させる直接のきっかけともなったようである。とくにシンポジウムでは、各階級・階層の婦人の要求と運動が発展、前進し、統一の条件が熟しつつある例証が、実践家から豊富に提出されており、司会をつとめた榊利夫氏も、つぎのように述べて、現代における婦人論研究の基本的方向を主張した。

「これまでの婦人論、あるいは婦人解放論についても、それぞれの、個々の言葉や命題をなまの形で日本の現状にそのまま適用できないものも多々あると思います。マルクスレーニン主義の古典的な命題をふまえながらも、それを新しく歴史的・具体的条件のもとで創造的に発展させていかなければならない。」

また、このシンポジウムと相原名義による一連の問題提起は、主として労働組合および統一戦線をめぐる運動論と政策論に照準を定めていたが、シンポジウムについて、それを「大胆でかつ有意義な試みのひとつ」と評価した柴田悦子氏は、つぎのように書いている。

「このシンポジウムでは」婦人が解放されるためには、婦人は労働者にならねばならないし、労働者でありつづけねばならない」という考え方が多くの人から批判をされていた。この意味するところが主婦の立場から社会的に目覚めて活動に参加する条件が多くあるという意味ならばもちろん異議はない。……しかし労働婦人のもつリーダーとしての階級的役割は、いかに主婦を中心とした運動が大規模に発展しようとも階級闘争の法則として存在する。むしろ労働婦人の強力な参加ぬきには、婦人運動も強化していかないのが現実である。労働婦人が婦人運動で先進的役割をになうのは、社会的生産労働に参加しているからというだけでは不十分で、その内容を明確にしなければならない。」(前掲、「婦人解放と労働婦人の役割」)

柴田氏のこの指摘は適切だと思われるし、引用の最後のセンテンスはとくに重要である。かつて、主婦「第二職業」論を唱えた石垣氏にたいして、当時すでに浦辺史氏らは、「主婦の職場進出」の意義を重視しながらも、職場での団結した階級的なたたかいがなければ婦人の解放にはならないことを述べていた。その意味では、本書で竹内真一氏の論文「労働組合運動と婦人労働者」がとりあげているように、敗戦直後の産別会議を中心とする婦人労働者の運動の歴史的役割を、あらためて教訓としていくこともたいせつであろう(なお伊藤康子『戦後日本女性史』、大月書店、一九七四年刊参照)。また、今日までの研究の弱点を念頭におけば、「労働婦人の先進的役割」が、労働組合運動における「左」右の日和見主義の克

服と切りはなしては考えられないことを、はっきりさせるべきである。婦人労働者が組合員の圧倒的多数を占めるゼンセンや電機労連が、労働戦線に占めている右翼的位置、一方、社会主義協会向坂派の「反合理化闘争唯一論」や「社会主義革命論」の誤りが婦人労働者の運動におよぼしている影響は、一九七〇年代に「労働婦人の先進的役割」を發揮していくうえで、重視されなければならないだろう。

さらに『前衛』シンポジウムにおいて、これに出席した著者は、「労働婦人の先進的役割」が空語化しかねない「左」右の日和見主義の問題もある反面、婦人労働者の役割そのものを正しくとらえない傾向が、「はたらく婦人の中央集会」の分裂（一九六四年、第九回中央集会）以後の一時期に現われていたことにふれて、つぎのように発言した。「これまで『はたらく』という概念を、搾取されていようと、搾取されていなかろうと、十把ひとからげにふくめたものとしてつかい、賃労働と労働一般とを混同させる傾向がありました。もちろん、アメリカ帝国主義や独占資本に反対する統一戦線を結成しなければいけないという観点から、すべての婦人の団結を強調しようということは当然だと思えますが……」と。このように述べたのは、「労働婦人の先進的役割」を内実化するための前提として、まず婦人労働者の労働組合への結集の意義をはっきりさせる必要がある、と考えたからであった。

#### 婦人論の方向性

わが国の労働組合運動は、一九六八年を画期として、主要な資本主義諸国とほぼ歩調をそろえつつ、新しい高揚期を迎える。これは、「高度経済成長」によって、独占資本の側に膨大な富が蓄積され、労働者階級と人民の側には、社会的貧困化が促進されてきたことの、必然の所産であった。そして、対米従属的な国家独占資本主義の支配は、労働者階級以外の国民各階層への収奪をも、比類なく激しいもの

にしたのである。一九七三年からは、春闘が「国民春闘」へと前進をみせた。

さらに、「高度経済成長」のもとで、「いのちとくらし」をまもる運動に、「家庭婦人」もたちあがってきたが、この運動は、たんに大きなひるがりをみせるようになっただけでなく、一九七〇年代にはいと、政治の革新をもとめる統一戦線の方向へ発展しはじめたのである。そうした発展の直接の契機も、労働組合運動の高揚、前進を規定した条件と共通するものであった。

『前衛』シンポジウムをきっかけにして、なぜ婦人論が活発化したかを、右のような情勢の理解と結びつけて探求したのが、犬丸義一「最近の婦人論の『争点』——研究の前進方向をめぐって」(『労働運動』一九七五年四・五月号)である。犬丸氏の書いているように、婦人論に関心をもつマルクス主義理論家が「六〇年代には、基本的に一致していた(とすくなくともみられていた)」といえるかどうか、また、犬丸氏は、「これまで自明の前提とされたことについて再検討の声が表面化するようになったのはなぜか」と考え、文脈上「再検討の声」を七〇年代にはいつてからのものとみているようだが、それによいかどうか、などには疑問も残るように思う。しかし、それにもかかわらず、犬丸氏のつぎの見方は、基本的に賛成である。

「新しい客観的現実に対応して、婦人解放運動の理論、特にマルクス主義Ⅱ科学的社会主義の婦人論をどう深化・発展させるかという問題が、新しくうまれ、そのために理論上、実践上・運動論上の見解の相違が科学的社会主義の理論家の間に新しくうまれたので、この見解の相違をめぐって論議が展開されるようになったのである。」

このような見方にもとづいて、犬丸氏は、かれの論文の目的を以下のように設定した。すなわち、「ま

ず本来の一致点を確認し、また、論議のなかで出来るだけ「対立点」とみられるものの中にも、一致点をさぐり浮かび上がった一致点をまず確認し、今日までの討論の結果と到達点をあきらかにし、つぎに、残された意見の相違点、その解決の方向をさぐってみたい」（原文のまま）と。そして、「一九七一年五月の『前衛』シンポジウムによる」問題提起以来、約四年の年月をへて、なお多くの相違点を残しながらも、しだいに一定の到達点、一定の一致点が、うかびあがりつつある」としている。犬丸氏自身、「そのような評価は、過大評価であり、あますぎるといふ見方もあろうが」とためらわざるをえないようだが、「一定の到達点に向って、しだいに『接近』しつつある様相がきざしはじめた」との結論は、まず首肯しうるところであろう。

つづいて犬丸氏は、「では何がこのような方向性と一致点をうみだしたのであろうか」と自問したうえで、「大衆運動としての婦人運動の質的発展と、それに対応しようとする『主体的能動性』の発揮の結果」だと主張する。そして、とくに後者の例証という意味で、「民主連合政府綱領についての日本共産党の提案」（一九七三年一月）をあげ、同提案の草案と、「開かれた討議」によって決定された正式の提案とのあいだにみられる理論の発展に言及している。

「綱領提案決定過程においてたどることのできる理論的発展のすじみちは、ひとつには「婦人の地位の向上と母性保護のための施策などについて」『働く婦人』から全『婦人』を対象が広がり、同時に「労働条件などに関する箇所では」、単なる『働く婦人』という規定から『婦人労働者』と社会科学のにより明確な規定へと発展し、婦人労働者が浮きぼりにされたことである。……民主連合政府の下における、婦人の綱領的要求が定式化されたことは、日本の『社会主義への道』を切り開く『民主主義

的変革の途上における民主的改良」の意義を理論的にも明らかにする一土台をすえたものといえよう。これは、戦後における新しい民主主義的婦人運動の理論を確立し、豊富化する重要な契機をなすものであると、私は考える。」

犬丸氏が、拙稿「国家独占資本主義と婦人問題」(『経済』一九七二年四・七月号)をとりあげ、嶋津千利世氏らにたいする「『偏向規定』のエスカレート」があるのではないかと指摘されていることについては、著者自身、反省しなければならぬ点もあったと思う。ただし、『前衛』シンポジウム以来の「論議」が、まだ十分にかみあっておらず、ややかみあった部分でも、どちらかといえれば理論上のけじめをつけるという方向ではなく、「手直しを生んだ」といわれるような結着に終わっているのは残念である。したがって、犬丸氏が書いているとおり、「かつて発表された諸意見がどうなったのか、訂正されたのかどうかということをふくめて、さまざまな疑問点が残っているのも事実」であるが、それにもましてたいせつなのは、運動のなかで理論のはたしてきた役割を客観的に評価し、深く検討することであろう。本稿も、著者にたいする批判に耳を傾け、従来の主張の欠陥は訂正に努力したつもりであるが、ひきつづき婦人の実生活と運動に照らして、検討をお願いしたい。

## 二 わが国婦人層の現代的特徴

わが国婦人層をめぐる一九六〇年代から今日までの現実が、国家独占資本主義の強められた支配のもとで、どのように大きな変化を示したか、若干の指標をあげてみよう。ここで婦人層とは、社会的立場や要求で共通性をもつ集団としての婦人という意味に規定しておく。なお、婦人労働者の問題を中心とする詳細な資料分析と理論的説明は、本書の明野進氏の論文「労働者階級の婦人の状態の変化」および松原セツ氏の論文「婦人労働者の生活実態と要求」を参照されたい。

(1) 総理府「国勢調査」によると、七〇年の労働年齢人口（一五歳以上人口）は、男三八二二万人にたいして、女四〇六七万人であるが、このうち就業人口は、男三二七七万人、女二〇四七万人である。六〇年、女の労働年齢人口は三三七七万人、就業人口は一七〇八万人であった。非労働力人口のなかでは、家事にたずさわる婦人が増加しているけれども、そのうち就業希望者が、七一年の調査でも四〇％にたつする（労働省「就業構造基本調査」）。

(2) 「国勢調査」によると、就業人口のうち、七〇年の農林漁業従事者（自営業者・家族従業者）は、男四三四万人、女五二二万人であるが、六〇年には、男六三〇万人、女七一八万人であった。また、農林漁業従事者以外の自営業者・家族従業者（都市中間層）は、七〇年に男四二一万人、女四〇六

万人であり、農林漁業従事者のばあいと逆で、増勢を示している。農林漁民層と、小商人・手工業者など都市中間層のうち、家族従業者は、七〇年に男一七七万人、女六六六万人で、女が圧倒的に多いが、六〇年にくらべると、男女ともほぼ一〇〇万人ずつ減少した。

(3) 総理府「労働力調査」によると、女子雇用者総数は、六〇年代はじめの六〇〇万人台から、すでに六七年には一〇〇〇万人の万台をこえ、その後も「労働力流動化」政策ないし積極的労働力政策に支えられて増加をつづけ、七三年には一二〇〇万人に近づき、雇用者総数の三三・〇%を占めるにいたった。ただし、雇用者総数に占める女子の割合の最高は、七〇年の三三・二%である。

(4) 労働省「賃金構造基本統計調査」によると、女子雇用者（パートタイム雇用者を除く）の学歴別構成は、七〇年に小学・新中卒と旧中・新高卒以上との割合が逆転、後者が五一・四%と過半数を占めるにいたった。そして七三年には、旧中・新高卒以上が、さらに五八・五%へと増大し、短大卒以上だけでも一〇%をこえている。

(5) 「労働力調査」によると、非農林業女子雇用者のうち、既婚者の割合は、七〇年に五一・七%となり、はじめて過半数をこえたが、七三年には五九・〇%へ増大、有配偶者（既婚者から死・離別者を除く）の割合だけをみても、四八・三%と、半数に近づいている。

(6) 労働省「女子保護実施状況調査」によると、七三年に出産した女子雇用者（出産前に退職した者を除く）は、女子雇用者総数の二・五%にあたり、二年前の調査よりわずかながら増加した。しかし、七三年の妊娠・出産者のうち四八・八%までが退職しており、退職者の五四・一%は、産前休業前にやめている。



- (7) 「賃金構造基本統計調査」によると、女子雇用者（サービス業を除く）の年齢構成は、七二年に三〇歳以上が過半数を占め、七三年には、それがさらに五三・九％へと増大している。また平均年齢は、六〇年に二六・三歳であったものが、七〇年には三〇・七二歳、七三年には三一・三歳までに高まった。とくに、一〇—一九九人規模の小・零細企業では、三六・六歳にたっしている。
- (8) 「労働力調査」によると、非農林業女子雇用者のうち、週間就業時間三五時間未満の短時間就業者は、七三年一七〇万人で、過去五年間に五一人増、非農林業女子雇用者総数の一四・四％（男子のばあいは四・五％）を占めた。また、前年より増加した非農林業女子雇用者のうち、三六・四％までが短時間就業者である。ただし、このような短時間就業者が、すなわちパートタイム雇用者であるというわけにはいかない。さいきんのパートタイム雇用者は、その名称にもかかわらず、フルタイムとくらべて、かならずしも短時間就業とはいえないからである。七三年上期に入職したパートタイム女子雇用者についていうと、その七〇％近くまでが、三〇〇人未満の企業への就業であった（労働省「雇用動向調査」）。
- (9) 労働省「家内労働概況調査」によると、七三年九月の内職従事者は一七四万人（うち補助者一〇万人）で、家内労働従事者の八五・六％にあたる。婦人が大部分を占める内職従事者は、過去八年間に約二・五倍増となったわけだ。内職の工賃は、パートタイム雇用者の賃金にくらべてもおお低く、後者の約五〇％ないし六〇％である。
- (10) 総理府「婦人に関する意識調査」（七二年一〇月）によると、既婚女子雇用者の二〇・七％が乳幼児をかかえており、児童福祉法にもとづく措置基準に照らして保育所への入所を必要とする子ども

だけで、二四二万人にたつしている（七二年二月末現在。これにたいし、学齢前の子どもをあずかる認可保育所は、七三年八月現在、一四〇万人を収容できるにすぎない。

#### 婦人労働者の状態

以上の諸指標は、いずれも官庁による統計調査の結果を引用したものにすぎず、またさいきんの新しい局面の徴候をめぐる分析については、明野・松原両氏の論文にゆだねた。労働省婦人少年局『婦人労働の実情』をみると、昭和四八年版（一九七四年刊）では「婦人の保護・福祉の状況についてやや詳しい紹介をした」（はしがき）という方針をとったりしているが、「高度経済成長」政策のゆきづまりがようやく顕在化しはじめたころ、たとえば昭和四五年版では、ここに掲げた諸指標とほぼ同じ傾向を示していた資料について、つぎのように解説している。

「……急速な経済成長と社会全般の大きな変化に伴って、婦人の雇用化は年々進み、雇用者数は昭和二〇年代の四〇〇万人台から、四〇年代には一〇〇〇万人をこえるにいたった。このような大幅な婦人雇用者の増加は、経済の発展に伴う雇用機会の増大や若年労働力の減少を基調とする労働力不足等による労働力需要等にも起因するが、一方、消費生活水準の上昇等による家計の追加収入の必要、婦人の社会参加意欲の高まり等が就業とむすびつき、婦人労働力の供給の高まる要因となったことも見逃せない。」

ここでいわれている「消費生活水準の上昇等による家計の追加収入の必要」は、まさに労働者階級の社会的貧困化の現われにほかならず、それを「婦人労働力の供給の高まる要因」のひとつにあげていることは、いかにも官庁経済学流の解説といふべきだが、さらに「婦人の社会参加意欲の高まり等が就業

とむすびつき」云々のくだりは、さいきんまでの婦人論の「争点」とも関連して、興味ぶかい。この種のとらえかたをしているのは、婦人労働問題をめぐる論議のなかで、かならずしも官庁経済学の立場にたっている人々だけにかぎらないからである。官庁経済学は、「婦人の社会参加意欲」を資本主義美化論の延長線上で把握しているが、マルクス主義理論家のなかにも、この「意欲」を情緒的にとらえ、理論の枠組みの前面へ押しだしている例がなかったわけではない。

われわれは、右の諸指標の意味するものが、まずなによりも資本の急激な蓄積の過程とむすびついていることを明らかにすべきであろう。資本蓄積の進行は、鉄の必然性をもって婦人労働の範囲をひろげ、その数と比重を増大させていく。わが国における「高度経済成長」も、低賃金の婦人労働者の大量吸引を、不可欠の条件としていたのである。

婦人は資本にとって好都合な低賃金の労働力だが、留意しなければならないのは、彼女たちの低賃金が、労働者階級全体に押しつけられている低賃金構造を維持するための基礎となっている事実であろう。また、婦人であるがゆえの昇進・昇格の差別、労働強化による母性破壊、健康破壊は、かつてない激しさを露骨にすすめられてきた。

こうしたことは、日本の婦人労働者だけでなく、資本主義世界のすべての労働者にとっての問題になっている。「婦人労働者の諸問題に関する第三回国際労働組合会議」（一九七二年、プラハ）が採択した「働く婦人の経済的、社会的、文化的、労働組合の諸権利に関する憲章」は、つぎのようにいう。

「資本の集中によって生ずる雇用の危機、工場内の構成、作業編成の変化の結果、特に婦人労働者はひどい打撃を受け、まず解雇されてしまうという不幸な特権を与えられることも多い。——これこ

それは、男女のいずれについても労働の権利を侵害する資本主義社会の機構そのものである。

ある国々においては、婦人労働者の基本的労働権に対し、攻撃をかけてきている。

—— 一定の年齢を超えたもの

—— 妊娠したもの

—— 結婚しようとするもの

賃金については差別をつけながら、労働強化をおしつけている。雇用主によって最も多く用いられる方法は、婦人によって行なわれている労働職務を格下げし、さらには婦人の職業全体の格下げをしている場合すらある。これと同様、婦人には昇進の機会もまことに少ない。

右のような、現代資本主義のもとで婦人労働者としておかれざるをえない基本的条件に加えて、一人ひとりの婦人労働者とその家族の生活のなかに横たわる困難は、劣悪な住宅や長時間かかる通勤事情、また、保育施設の不足・不備、子どもの教育問題のなやみ、公害・交通事故、民主主義的権利としての社会福祉の貧弱さ、インフレーションと「不況」の同時進行など、まさに山積している。さらに社会的生活条件の全般的な悪化によって、婦人労働者は、家事・育児などにおいても従来に倍した困難を背負わざるをえないようになっていくのが現状である。したがって、自分と家族の生活をまもるためにたたかわざるをえないが、それが婦人労働者と「家庭婦人」などとの連帯を強めていく。

一方、右のような状態におかれた婦人労働者と、広範な婦人層の生活要求とが結合するようになってきた。その点については、本書の前記松原論文を参照されたい。ここでは、各階層の婦人の状態にみられる特徴を略述しておく。

## 農漁村婦人の状態

今日、多くの農村婦人が、農業では生活が維持できないため、離村して労働者となったり、出稼ぎしたりしている。兼業農家は飛躍的に増大し、「農村工場」、「納屋工場」への労働力の吸引も激しくおこなわれた。兼業農家の主婦の半数以上は、農外就労をしているという。ひきつづき農業に従事している婦人たちも、家庭を背負いながら、日本農業の基幹的労働力になっている。こうした農村婦人の状態は、農婦症や過疎化によるひずみなど、深刻な問題を生みだしてきた。

営農と家庭生活に責任を負った農村婦人が、農協婦人部などに組織されたり、夫にかわって部落会など公的な場に参加する機会を多くもつようになったことは、営農の企画や生産物価格の動向にたいする関心とむすびついて、彼女たちの目を社会や経済へ向けざるをえないようにさせている。農村での婦人の発言力も強まってきた。

前述の「農村工場」についていえば、「高度経済成長」の末期、一九六〇年代の後半から、工業の地方分散が推進されてきたなかで、従来まったくの純農村あるいは農山村だったところにも、従業員一〇〇人前後の小規模な工場がぞくぞく進出しはじめ、これらを「農村工場」と呼ぶようになった。「農村工場」のほとんどは、弱電部品、自動車部品、縫製加工、食品加工などの業種にぞくし、大企業系列の下請工場、分工場ないし衛星工場だが、そこで働く労働者の多くは、農家の主婦である。さらに、こうした「農村工場」の周辺に、農家労働力に依存する家内労働がひろがり、それらは主に農家の納屋、畜舎などを改造して営まれているため、「納屋工場」と呼ばれるようになった。「納屋工場」で働くものは、農家労働力のなかでも、離農転職の困難な中高年婦人が多い。「農村工場」、「納屋工場」の労働条件は

きわめて劣悪であり、労働基準法、労働安全衛生法、家内労働法などもほとんど無視されたままで、労働者の大部分が未組織である（井上和衛「農村工業化と婦人労働」、『労研維持会資料』第六〇六号を参照）。

農村工業化は、農村地域工業導入促進法（一九七一年）、工業再配置促進法（一九七二年）などによって促進され、「高度経済成長」の支柱のひとつである「総合農政」とセットされたかたちで展開した。「総合農政」は、農村内部にも家計補充的な賃金をもとめる労働力を滞留させ、「農村工場」、「納屋工場」への労働力の源泉を、農家の主婦を基盤につくりだしたのである。しかし、「農村工場」、「納屋工場」は、すでに明らかなおり「高度経済成長」の直接の産物であるがために、いまやそのゆきづまりが鋭く顕在化し、婦人労働者の大量解雇が進行しはじめた。したがって、皮肉なことに「総合農政」とのあいだにも不調和が生じ、農村婦人は新たな犠牲を強制されることにならざるをえない。

では、独占資本に圧迫され、公害による漁場環境の悪化などで経営の危機に追いこまれている沿岸漁民の婦人の状態はどうであろうか。「漁家の生活および生活環境の現状」（総括編、『水産研究』第一七号）によれば、漁家の主婦の労働時間は、東北水田地帯農家のそれよりも長い。とくに夜間の出漁のばあいにもっとも長くて一三時間におよび、底曳自営でも一二時間、昼間の出漁でも一時間三〇分という長時間労働になっている。しかも、右の労働時間のほかに、家計補充のため行商、農作業などもしなければならぬから、漁家の主婦の睡眠は、出漁のばあい四時間から四時間半しかとられていない。

#### 都市中間層と「家庭婦人」

農家・漁家以外の自営業に従事する婦人の状態については、労働省婦人少年局がおこなった「製造業女子家族従業者の生活実態に関する調査」（一九七〇年）、「卸売業、小売業女子家族従業者の生活実態に

関する調査」(一九七一年)、また全国商工団体連合会(全商連)「業者婦人の生活と健康調査」(第一次、一九七三年)などの資料がある。

婦人少年局の調査によると、自営業に従事する婦人のばあい、「毎日雇用者以上に働く」という者が、卸・小売業では全体の三四・三%を占め、小売業の平均実働時間は一日一〇時間九分、一〇時間以上も働いている女子家族従業者が六三・八%におよぶという。しかも、「休日なし」が、製造業で七・四%、卸・小売業で九・一%あり、たとえ定休日があっても、じつさいには休みにくい営業形態になっている。また、仕事で疲れたときや気分の悪いときにも「休みにくい」とする者が、製造業で約四分の一、卸・小売業で約四割あり、その理由は「家業が忙しい」がもっとも多い。全商連の調査でも、産前産後の休養すらきわめて不十分であるばかりか、病気になるたとき「治療を必要と思ったが、なにもしなかった」と回答した者の半数以上は、「仕事が忙しい」という理由をあげている。こうした状態は、独占資本に支配され、国からは重税で苦しめられている自営業者の妻たちが、経営を守るために自分の身をすりへらし、夫と協力して懸命に働いている姿をうかがわせるものであろう。一九七四年には、全商連婦人部全国協議会が発足した。

今日の国家独占資本主義の支配のもとでは、「家庭婦人」といえども、もはや例外的な存在ではありえなくなってきた。身を削るような家計のやりくりをはじめ、住宅難、環境の悪化、公害、教育、育児、医療の問題、さらに福祉、文化への希求だけでなく、平和への願いまでふみにじられる心配、等等。多くの「家庭婦人」は、すでにプロレタリア化した共稼ぎの主婦(婦人労働者の半数)とともに、国民生活破壊の重圧をもっとも直接的に負わされているだけでなく、その約四分の三は労働者の妻として、

搾取されるものの苦しみを夫とともになめており、「総評主婦の会」の調査によると、「内職が原因となつた病氣」を経験したものが、内職者の六割をこえるという（第一〇回内職大会、一九七四年）。

労働省「婦人の地位に関する実態調査」（一九七三年）によれば、農村では、家計を妻自身で管理しているのは、まだ六六％にすぎないが、都市の団地では九七％以上の妻が「財布」をにぎっている状況があり、さらに家庭電器や食料・衣料などの便利な製品の普及が、家計を圧迫しながらも家事をある程度能率化し、テレビなどをつうじて社会問題への関心が刺激されることなども手伝って、「家庭婦人」の視野はいちじるしくひろがってきた、といえるだろう。

以上のようなわが国婦人層がおかれた現代的特徴のもとで、婦人の感覚と行動は、きわめて鋭敏なものとなっている。「家庭婦人」も、生活をまもるためには、家庭内に閉じこめられているわけにいかなくなってきた。さいきん、婦人の社会的な発言が活発になり、さまざまな婦人の運動がかつてない進展をみせていることは、改めて述べるまでもないだろう。住民運動、市民運動などへの広範な婦人層の参加はもちろん、婦人みずからがこうした運動を自覚的に組織する傾向が強まっている。それは、政治的自覚をもった婦人が増加しており、民主主義的要求を掲げた婦人運動を大きく統一し、大衆運動のなかでの婦人の役割をいっそうたかめていく条件がづくりだされていることを物語る、といえよう。

一九七四年の経済企画庁調査によると、消費者運動の団体数二〇一七、組織人員約一〇〇〇万人と推計されており、その規模は、巨大なひろがりを見せている。また、日本生活協同組合連合会には、婦人活動全国協議会が設けられており、毎月の全国生計費調査とともに、「家計研究」、「商品研究」、「食品研究」を三つの柱として、生協運動の充実がはかられている。



かつてレーニンは、「現在の情勢についての決議」〔全集〕第二四巻のなかで、つぎのように指摘した。「生産手段の私的所有が維持されるところで、生産のいつその独占化と生産のいつその国営化とをめざすこうしたすべての方策がとられると、それにともなつて勤労大衆の搾取がつまり、抑圧がつまり……不可避的に、他のすべての住民層の犠牲で大資本家の利潤を信じられないほどに増大させる」と。

わが国婦人層の現代の特徴は、国家独占資本主義の支配のもとで、独占資本と労働者階級との基本矛盾だけでなく、独占資本と「あらゆる住民層」との矛盾が激化せざるをえないということをも、もつとも端的に暴露している。したがって、まさにここにこそ、今日の婦人運動が、量的にも質的にも、力強くダイナミックに発展できる社会的・経済的な基礎がある、といわなければならない。

### 三 婦人の社会的生産への参加の意義

エンゲルス『家族、私有財産および国家の起源』は、「現代の大工業がはじめて女に——それもただプロレタリアの女だけに——社会的生産への道をふたたびひらいた」と述べている。現代婦人論の課題を正しく求めようとするわれわれにとっては、この短いが、有名な言葉のなかに、少なくとも三つの問題点がひそんでいるように思う。第一は、「現代の大工業」によつて婦人の社会的生産への参加の道がひらかれたということについての理解、第二は、それが「ただプロレタリアの女だけに」ひらかれたと

いうことについての理解、第三は、社会的生産への参加の道が「ふたたび」ひらかれたということについての理解、である。

「現代の大工業」と婦人

まず、第一の問題点について考えてみよう。婦人の社会的生産への参加の道が「現代の大工業」によってひらかれたということは、つまり、生活を維持するために賃労働への従事を迫られた大量の婦人を、現実に職場へひきだした原動力が、なにより資本主義的生産にとつての必要であり、機械制大工業の確立を背景としたブルジョアジーの強い「利潤欲」であった、という意味にはかならない。マルクスは『資本論』第一部の「機械と大工業」に関する章で、労働者におよぼす機械経営の直接的影響を論じ、その冒頭、資本による追加労働力取得の問題として、これを論じている。

マルクスによれば、「大工業の出発点となるものは労働手段の革命」であるが、変革された労働手段、つまり機械が導入されると、それが「筋力をなくともよいものにするかぎり」、「筋力のない労働者を充用するための手段」となり、婦人労働者が大量に登場し、ここにいわゆる労働力の価値分割がおこなわれる。そのばあい、一人の労働者になう一個の労働力商品の価値は、労働者家族全体の生活維持に必要な労働時間によって規定されたものではなくなる。機械は、夫の労働力の価値をその家族のうえに分割することによって、かれの労働力の価値を減少させるわけだ。しかも「以前は、労働者は彼自身の労働力を売ったのでありこれを彼は形式的には自由な人として処分することができた」のだが、「彼はいまや妻子を売る」という立場にたたされることになった。

歴史的にみると、婦人労働者が機械制大工業の発展とともに工場へひきだされはじめたときから、資

本の意図が、安価で柔順な婦人の労働力を、「高価」な男（成人）の熟練労働力におきかえて利用し、より多くの利潤を手にいれようとするところにあったことはいうまでもない。「婦人・児童労働は機械の資本制的充用の最初の言葉だったのだ！ こうして、労働と労働者とのこのたいした代用物「機械」は、たちまち、性の差別も年齢の差別もなしに労働者家族の全員を資本の直接的支配のもとに編入」した。現代においても、一家をあげての賃金労働者化という、ますますひろく展開されてきた状況は、生活の単位となっている個別家族の全員が、いつそう大規模に「資本の直接的支配のもとに編入」されている現実として、まず把握されなければならない。

かくして、機械は「賃労働者数を増加させる手段に転化」し、「資本の固有独自の搾取領域たる人間的搾取材料を拡大する」が、それと同時に、「搾取度を拡大する」ことにも注目すべきである。「たとえば、四つの労働力に分割された家族「の労働力」を買うには、おそらく、以前に一人の家長の労働を買うのにかかったよりも多くの費用がかかるであろう。しかし、その代りに一労働日が四労働日となり、その価格は、四労働日の剰余労働が一労働日の剰余労働を超過するのに比例して、下がってゆく。今では一つの家族が生きるためには、四人が、ただ労働を提供するばかりでなく資本のための剰余労働を提供しなければならぬ」ということになった。労働力の価値分割は、より多くの婦人が生産に参加するようになっただけでなく、資本がより多くの剰余価値を獲得できるようになったのである。したがって、価値分割の理論は、多くの婦人が生産に参加するようになった「仕組み」の説明のためだけにあるのではなく、資本主義のもとにおける婦人の社会的生産への参加の意義の本質を理解するための鍵なのである。なお、労働力の価値分割は、もちろん性と年齢にもとづく不平等性をともなっておこなわれるのであ

るが、その前提として、資本主義のもとでの婦人の社会的生産への参加が、資本にたいする労働者階級全体の隷属をいっそう強め、労働苦と生活苦を増大させてきたことを、指摘しておかねばならない。労働力の価値分割は、『資本論』にも明らかかとおり、男（成人）の労働力の価値をひきさげるだけでなく、分割された全体からの搾取度を拡大するが、さらに資本は、婦人労働の範囲の拡大によって、抵抗力の弱い労働者をひきいれ、いっそうの搾取強化の突破口をきりひらいてきた。また、機械の導入による新しい「人間的搾取材料」として婦人を利用し、男（成人）の労働者を生産過程からおいだして、賃金引下げの自然的圧力を、じっさいにも、可能的にも、いちだんとたかめてきた。マルクスは、「人間的搾取材料」の拡大に関連して、「家族の機能の或るもの、たとえば子供の世話や授乳などは、まったくやめさせてしまうことはできないから、資本に押収された家庭の母は、多かれ少なかれ代理人を雇わなければならない。家族の消費のために必要な労働、たとえば裁縫や修理などは、既製品の買い入れによって補わなければならない。だから、家庭労働の支出の減少には、貨幣支出の増加が対応するのである。したがって、労働者家族の生産費は増大し、それが収入の増加分を相殺してしまうのである。そのうえ、生活手段の消費や調達にさいしての節約と合目的性とは不可能になる」と指摘している。

「ただプロレタリアの女だけに」

つぎに、社会的生産への参加の道が「ただプロレタリアの女だけに」ひらかれた、という第二の問題について考えてみよう。

資本の本源の蓄積の時期に、社会的生産へ復帰した「プロレタリアの女」の恐るべき「肉体的荒廃」および「精神的萎縮」については、エンゲルスの『イギリスにおける労働者階級の状態』や『資本論』

が、具体的にあげだしている。現代においても、ますます大規模化してきた労働力の吸引と反発、それと連関した労働力編成の性別・年齢別・熟練度別変化、さらに独占体の要求にこたえつつ発動される国家独占資本主義の機能をとおして、労働力の価値分割がいつそう広範囲の労働者家族をまきこみ、ますます多数の婦人を「プロレタリアの女」として貧困化させている、といわなければならない。社会的生産への参加の道が「ただプロレタリアの女だけに」ひらかれたという基本的な意味のひとつは、ここにある。プロレタリアートの貧困化を基軸として、婦人の社会的生産への復帰が進行してきたところに、資本主義的生産様式の特徴がある、とみるべきだろう。

しかし、わが国の婦人労働問題にかんする文献のなかには、工場労働、機械による労働の性格を、べつの側面から、以下のように強調しているものがある。すなわち、工場労働は、婦人に組織性や規律性を体得させ、搾取のしくみを教え、差別にたいする不満をよびおこすとともに、労働組合の闘争に団結させる。また、機械による労働は、職業白痴を一掃し、個人の全面的発展を条件づける。資本主義的生産様式のもとにおける労働の進歩的意義、人間形成においてはたす役割が、ここに端的に示されているだけでなく、機械の発展とともに発展する婦人労働の本質的意義、婦人の成長の基盤もここにある、と。資本主義的生産様式のもとにおける婦人の「社会的生産への参加」、「公的産業への復帰」をとおして、男女不平等を根絶し同権を確立するための客観的条件と主体的な力がつくりあげられていくことに、異議をさしはさむものはいないだろう。しかし、ここに要約したような、工場労働の性格づけは、正しいといえるだろうか。とくに、資本主義的生産様式のもとにおける婦人労働の本質的意義とか婦人の成長の基盤とかを、機械による労働の性格から一面的に分析するのは正しくない、というべきである。

工場労働の性格にかんする前記のような見解の特質は、第二次大戦前および戦時中における婦人労働の評価におよぶと、いつそうきわだつたものとならざるをえない。たとえば、つぎのような主張がある。すなわち、日本の婦人は長いあいだ人間としての発展の場をほとんどもたなかったが、そうした事情を克服する「機運」の進展を促進したものは、一九四五年までの、社会的生産への婦人の大量の動員と、みじめな戦時生活を耐えさせ、戦争にむかつて鼓舞するための政治への動員による、婦人の社会的意識の向上であった、と。このような主張が、婦人解放の機運を、階級闘争とはなくて、おもに生産力の発展とむすびつけていることは、重要な特徴である。

戦時中についていうなら、たとえば国家総動員の一翼をになわされた女子挺身隊員が四七万人をこえ（一九四五年三月現在、彼女たちは、徴用工や学生・生徒とともに、強制的に工場へ投げこまれた。これは、たしかにもっとも大量的な婦人の政治への動員にはちがいないが、はたして、それをもって婦人の社会的意識の向上に寄与したといえるだろうか。むしろ、あのような動員は、全体としてみれば、婦人の社会的意識を徹底的に眠りこませることによってのみ可能であった、というべきだろう。戦時の工場労働に極限化した「肉体的荒廃」と「精神的萎縮」を社会的意識の向上にむすびつけるような考えかたにおちいれば、理論的に正しくないといふにとどまらず、もはや非人間的でさえあるといわざるをえない。宮本百合子は、太平洋戦争がはじまる直前、一九四〇年九月に、きびしい弾圧のもとで、つぎのように書いた。暗黒の時期、もはや理論といえるほどのものは執筆できなかつたから、現在のわれわれも当時の状況について社会科学の文献に依拠しにくいわけだが、この彼女の文章には、マルクス主義の立場がみごとに貫かれている。

「女の生活の内容は実に変化して、若い婦人で重工業の分野に活動しはじめた数はおびただしいものである。これまでは年期奉公に出されていたような若い農村の娘たちが、どんどん旋盤をつかい、電気穿孔機をつかって精密機械の製作に従うようになった。それらの機械の精巧さ、小学校を出たばかりの女の子でも使えるまで高度に調整され、単純化された分業の過程というものは、少くとも日本の文明のある水準を語るものでなければならぬと思う。そのことに疑点を挟むものはおそらく一人もないであろう。

ところで、文化の問題として見て、そういう機械について働く技術を覚えた農村数十万の娘たちの日常生活の実質が彼女たちの文化の高まりという意味からどのくらい高められ広められているかということになる、それへの答えは決してやさしいことであるまいと思う。なぜなら、一定の機械を操る技術を覚えたということだけでは、それはまだ彼女たちの身についた文化としての内容をなすにはいたっていないものであるから。文明の進歩した技術に使われる馴れた小さい手となっただけでなく、それが文化の実質となるためには、若い彼女たちがはつきりと自分たちの従っている生産の意義などを自覚し、その技術が自分たちの生活を社会的にどのような方向に動かしているかということについて、ある判断とそれに準じた態度を持って、生活の感情がその技術の近代性にふさわしい近代労働者の感覚にまで成長させられて来なければならぬ。そのとき初めて、彼女たちは新しい技術とともによりひろい文化創造の可能を身につけたというよろこびに置かれるのである。

婦人の生産場面への進出は、今日の日本で必要とされ奨励され、婦人の文化の成長の可能のようにならざるを得ないのであるが、大河内正敏氏の著などよむと、文化の課題として、婦人の内部的成長は

どう計画されているかという点で考えさせられるものがある。生産の計量に当っては、田舎の若い単純で素朴な女の子の、長時間単調な労作に耐える能力、家族的な従順さに馴らされている気質、それがそれなりに止めておかれて、それであるからこそ労働の素質として好適と見られている。文化の上から見ればおかれている素質こそ、文明のある操作に便宜であるという、文化と文明とのきわめて微妙なさか立ちの形があらわされているのである。『婦人の生活と文化』、大月書店、教養文庫版

われわれは、事物の一面だけ、とくに反動的な面だけをみるのも、けっして正しいとは考えないが、資本主義的生産様式のもとで婦人の社会的生産への参加がもつ意義は、あらゆる進歩が相対的な退歩でもあるという科学的見地を守り、男女不平等の根絶と同権の確立は、それがけっして平坦な道をいくものでなく、複雑な、矛盾と曲折にみちた過程としてすすんでいかざるをえないという立場を堅持して、とらえるべきであろう。そして、歴史的進歩としての婦人の「社会的生産への参加」、「公的産業への復帰」は、それが資本主義社会で現実の姿態をとるとき、婦人労働者にとって労働と家庭生活の双方の領域における二重の苦痛としてたちあらわれることを重視する必要がある。もちろん、このような婦人労働者の状態について、より鋭い「凝視のまなこ」がむけられねばならないという反省も、すぐれて理論上の問題と受けとめられるべきであろう。

正確を期するために付言しておけば、賃労働の進歩的意義を強調する理論家も、資本主義社会では労働が苦役となり、労働者を残酷な状態におとし入れるという事実を、けっして見おとしているわけではないのである。婦人が働きつづけたいという意志をもつことの進歩性を熱心に説く文献のなかには、現実の労働がいかにいとわしいものであるかの克明な記述も、少なくない。ただし、生きていくために従



事せざるをえない賃労働が、いかにいとわしいものであるかという視角からではなく、婦人も働きつづけることよってのみ進歩しうるにかかわらず、それをさまたげる現実がいかにいとわしいかという観点から出発しているところに、特異性がある。

とくに注意をひくのは、婦人労働者のおかれた残酷な実態<sup>II</sup>プロレタリアートの貧困化の対極に、資本の蓄積をみるのではなく、「婦人労働者の成長」をおき、彼女たちの「成長」を評価しえないのは、日本の「社会的後進性」だとする見解であろう。しかし、今日のわが国における婦人労働者の歴史的地位は、資本の蓄積法則によって規定されているのである。べつの例であるが、婦人運動の理論的指針として、「女の解放は女が大きな社会的規模で生産に従事することができて、家内労働がもうほんのわずかしか女をわずらわさないようになる」といって可能となる」というエンゲルスの言葉を引用し、他方、これに「婦人の働く権利をまっこうから否定する前近代的思想」を対置するという見解もある。これらに一端をのぞかせている考えかたは、エンゲルスの言葉を資本主義的現実のなかでどう理解するかという論点をふくめて、疑問が少なくない。

社会的生産への参加の道が「ただプロレタリアの女だけに」ひらかれたということには、もうひとつの基本的な意味がある。それは、以上に述べてきたような「プロレタリアの女」としての貧困化をおとして、「ただプロレタリアの女だけに」先進的な歴史的役割があたえられるということである。エンゲルスは、「女の解放のための第一の先行条件は公的産業へ全女性が復帰することであり、それにはまた、社会の経済単位であるという個別家族の性質を除去する必要がある」と書いているが、これをどう理解するかについてはあとでも具体的にふれていきたい。

「ふたたび」ひらかれた道

最後に、機械制大工業のもとで、婦人の社会的生産への参加の道が「ふたたび」ひらかれた、という第三の問題について考えてみよう。

『家族、私有財産および国家の起源』は、「家父長制家族があらわれ」、「単婚制個別家族があらわれるとともに」、原始共同体のもとでは「公的な、社会的に必要な産業」として認められていた「家計のきりまわし」も、「その公的性格をうしな」い、「妻は社会的生産への参加から排除され」たこと、また、資本主義社会でも家事労働は「私的奉仕」とされるが、しかし同時に、産業革命による機械制大工業の成立が、婦人の社会的生産への参加の道を「ふたたび」ひらいたこと、を説いているのである。ここでエンゲルスは、社会的生産への参加を問題にしているのであって、機械制大工業の成立まで婦人が生産活動一般に参加していなかったということを行っているわけではないし、婦人に「ふたたび」ひらかれた社会的生産への参加の道を、たんなる歴史のくりかえしとしていっているわけではない。

資本の本源の蓄積の時期から現代資本主義にいたるまでの階級分化の過程をみれば明らかのように、機械制大工業の成立をまつまでもなく、あるいは機械制大工業に包摂されていなくとも、婦人の生産活動一般への参加は存在していたし、存在しているのである。したがって、婦人はなにも機械制大工業で始めて生産活動に参加したわけではないが、逆に「社会的生産への参加」、「公的産業への復帰」の意義を論ずるばあい、賃労働のもたざるをえない性格の労働一般への解消も正しくない。

今日、婦人の「社会的生産への参加」、「公的産業への復帰」というばあい、「社会的生産」なり「公的産業」なりが、機械制大工業をさすことは、論議の前提とみなしてよいだろう。しかし、現実には資

本主義が「純粹」に發展しているわけではないから、「社会的生産」といい「公的産業」といつても、それへの婦人の「参加」や「復帰」の意義を論ずるばあい、原理は具体的に適用されなければならぬ。『前衛』の相原論文が、わが国の現実にふれつつ、婦人が「このような〔資本主義的な企業という〕意味での『職場』で働くことだけが『社会的生産』への参加でないこともあきらかですし、他の職業があることもいうまでもありません。たとえば、農家の主婦の労働もりっぱな『社会的生産』です。漁業にたずさわっている婦人の労働も、りっぱな『社会的生産』です」と指摘しているのは、現代資本主義のもとで、小商品生産の態様を規定する条件についての認識と関連がある。

そのうえ、資本主義的な企業という意味での『職場』に限定してみても、現実には複雑である。「労働力調査」(一九七三年)によつて、雇業者のうちに占める女子の比率を産業別にみると、サービス業四七・四%、卸小売・金融保険不動産業四二・八%が目立つて高いし、女子雇業者数を職業別にみても、事務従事者が三〇・八%を占め、もっとも多い。したがつて、婦人の機械制大工業への「参加」、「復帰」といつても、わが国資本主義の現実にそくしてみれば(事務労働の機械化がすすんでいるが)、直線的に機械による労働とだけ結びつけることはできないのである。

さらに前述したとおり、エンゲルスは、婦人に「ふたたび」ひらかれた社会的生産への参加の道を、たんなる歴史のくりかえしとして説いたわけではない。婦人の「社会的生産への参加」、「公的産業への復帰」は、困難と苦痛をとまないつつ、資本主義の發展の所産として進行し、それは歴史的にみれば積極的意義をもつのである。この点について、『前衛』の相原論文の要約するところをみてみよう。

- (1) 労働者階級の隊列をそれだけ増大させ、労働者階級の解放のための潜在的な力をひろげます。

(2) また、賃労働者化によって、これらの婦人は男性への従属ではなくて、対等の経済的基礎を不十分ながら準備していくことができます。

(3) 職場にでていった婦人の社会的視野はひろがり、階級的な自覚にめざめる可能性も大きくなります。婦人労働者をもっとよく組織される条件をもっていること、日米独占資本の直接的な搾取と抑圧をうけることによって、婦人の抑圧、搾取、差別の原因と、それとのたたかいの道をもっともよく理解できる地位にあることはいうまでもありません。

(4) さらに、資本主義が新しい分野につきつきとひろがっていくこともむすびついて、婦人の「職場進出」は、複雑な家事・育児の社会化を促進する一要因ともなっています。

布施晶子氏も、論文「今日における婦人の社会的産業への復帰をめぐる」(『賃金と社会保障』一九七四年二月下旬号)のなかで、これを肯定的に紹介している。ただ、私見をつけ加えれば、第二項でいう「対等の経済的基礎」は、男女不平等の克服によって実現されるべきものであり、婦人の賃労働者化によって「不十分ながら準備」されることはたしかだとしても、しばしばそれが「自立」の主張と混同されているのではないだろうか。たとえば、いつ夫が交通事故死にあわなともかぎらず、ひとたびそのような災難に見舞われれば貧困の極限におちいるケースが多い(交通遺児育英会の生活実態調査、一九七四年)といったような社会的条件のもとでは、主婦が日ごろから経済的「自立」を考えるのも無理はない。しかし、平等の要求ではなく、「自立」への指向は、婦人解放を目ざす基本的要求とはいえず、一歩誤れば、せまい女権論に傾斜する危険もないわけではない。

それはとにかくとして、右のような『前衛』の相原論文の要約するところは、相原論文自体が結論づ

けているように、「経済的、社会的な男女平等を十分に実現し、さらにあらゆる搾取、抑圧をなくす」という意味での「婦人解放」をなしとげるための条件が、長い歴史的な過程をたどりながら、客観的に形成されつつあることを意味しているであろう。

しかし、きわめて当然であるけれども、そのことが、「自動的に」婦人解放を意味したり、婦人解放の主体の形成を意味したりはしないのである\*。問題は、どのようにして、婦人解放のための客観的条件が、主体の形成に結びつくかにある、といわなければならない。

\* すでに、前掲の拙稿「国家独占資本主義と婦人問題」において、著者は、嶋津千利世・原田二郎両氏の所説に注目しながら、つぎのように述べている。「さいきん、婦人労働問題の研究者のあいだでも、『家族、私有財産および国家の起源』の解釈などをめぐって、社会的生産に参加しさえすれば女性は男性と平等になるのだと考えたり、またそのような状態が婦人解放だと思ったりするとすれば、それはエンゲルスの思想と無縁だというところが、あらためて、強調されている」と。

#### 四 婦人労働者の運動と「家庭婦人」

著者は、『前衛』シンポジウムにおいて、つぎのように発言している。

「いうまでもなく、婦人の解放のためには、婦人自身が社会的生産に従事していくことが歴史的には重要な意義をもっており、そのことを自覚してみずから先進的に新しい道をきりひらいている婦人

労働者の役割をけつして軽視するものではありませんが、しかし問題は、わたしたちがそのなかで生活している独占資本主義のしくみが、婦人の自立と育児という二つのいずれも切実な課題を、両立させにくくしているところにあります。一方では、家庭生活を破壊してまでむりに共稼ぎをしなければならぬような経済的なまじりも、他方では、共稼ぎで子どもを育てるには職場の仕事があまりにも忙しすぎるというみじめさも、これらの問題は共通の根源をもっています。つまり、独占資本の蓄積要求にもとづく労働力の激しい吸引と反発によってひきおこされた結果であり、これを矛盾としてとらえ、それぞれの条件を生かしていかに克服していくかというように大衆的な運動の方向を提起しないと、観念論におちいるのではないのでしょうか。

「働きつつけるべき」論批判の検討

シンボジウムにおける発言の速記だから、不正確な表現のままになっているところもあるし、婦人の「自立」というより、平等の要求とした方が適切だと思われることについては、すでに相原論文に関連して述べた。また、『前衛』誌上の発言では、ここに引用した部分の前後で、著者が「観念論におちいる」危険をはらむと感じた主張を、「働きつつけるべき」論と名づけて批判している。この名づけかたについては、犬丸氏の前掲論文がいうように、「一長一短性があり、双刃のやいば」であった「こともたしかであろう。犬丸氏は、著者の「働きつつけるべき」論批判が、「働きつつけることの意義」の全面的否定論と誤解され」（傍点は引用者、と弁護してくれている。たしかに「誤解」であったのだが、そのために「混乱」を生んだこと）（犬丸氏）については、著者も反省したい。

「働きつつけるべき」論批判は、かならずしも「働きつつけたくてもどうにもならない立場に追いこ

まれている人びとの要求」にどうこたえるか『前衛』シンポジウムにおける著者の発言という観点だけから展開したのではないが、犬丸氏も指摘するとおり、「働かざるをえない人びと」の要求にたいし、どうこたえるかということこそ大切である、という主張は、傾聴に値する。

総理府「婦人に関する意識調査」(一九七三年)によると、「子どもができてもずっと職業を続けるほうがよい」と答えた婦人は、「既婚雇用者・乳幼児あり」のうちの二八・六％という割合がもつとも大きく、つづいて「管理専門技術技能職」のうちの二四・九％、「旧高专大・新大卒」のうちの二五・四％など、学歴の高い人びとのあいだで比較的多数を占め、「女性全体」では一一・五％であった。一方、内職やパートタイムで働いている主婦の過半数(五二・四％)は、「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再就職するほうがよい」としている。この最後の部類にぞくする主婦たちも、「既婚雇用者・乳幼児あり」のうちの三割に近い人びとと同じく、ひろい意味では「働かざるをえない」婦人とみなすべきであろう。「婦人に関する諸問題調査会議」の報告書は、つぎのように述べている(『現代日本女性の意識と行動』、大蔵省印刷局、一九七四年刊)。

「女性の職業への進出は、めざましいものがある。しかし、彼女たちの職場における地位は、全体的にみる場合、相変わらず最末端の座を占めているといつても過言ではない。」

「総理府意識調査においては……子供ができてもずっと職業を続けるといふ女性が決して多くなく、まだ少数であるといわねばならないことも、現在の状況を示すものといふべきであろう。なぜこのように職業生活継続志望の女性が少ないのか、それを可能とする社会環境作りができていないのはいかにも問題となる点である。しかし、いずれにしても女性が結婚出産を機に家庭に入るといふことが、

職場における女性の立場を不利にしていることも忘れてはならない。」

こうして「婦人に関する諸問題調査会議」の報告書は、「女性が結婚出産を機に家庭に入るといことが、職場における女性の立場を不利にしている」と主張するが、報告書自体もみとめているように、「彼女たちの職場における地位」が「相変らず最末端の座」であり、「社会環境作り」もすすんでおらず、「職場における女性の立場」が「不利」にさせられているからこそ、「女性が結婚出産を機に家庭に入ること」にならざるをえないのではあるまいか。それが、ことがらの主要な側面なのである。したがって、「働かざるをえない人びと」と、「働きつづけたくてもどうにもならない立場に追いこまれていく人びと」とを機械的に区分することはできず、そういう意味でも、婦人労働者と「家庭婦人」とを対立的に位置づけることは正しくない。独占資本の強制するライフ・サイクルにそって「再就職の道」を歩む婦人たちも、その大部分をしめる既婚者（家庭婦人）について「就業構造基本調査」（一九七一年）の結果をみると、再就職時の平均年齢は一般にいわれてきたよりも若くて三五歳前後、職場生活の中断が平均約六年、彼女たちの三分の一が再就職時に五歳未満の、けっして「大きく」ない子どもをかかえている。

#### 労働組合の階級的・民主的強化の必要性

「再就職への道」を歩んでいる人々をふくめて、すべての婦人労働者の生活と権利を守り、要求を實現していくために、労働組合のいっそうの階級的・民主的強化が期待されるのは当然であろう。参考までに、「婦人に関する諸問題調査会議」がおこなった「婦人の諸問題に関する労働組合幹部の意識調査」（一九七三年）の結果をみても、女性の声が労働組合の運営に十分反映されていると答えたものは五・四



%で、きわめて不十分が八・一%、「女性化率」五〇%以上の組合でも十分に反映されているという答えは一一・五%にすぎないのである。

わが国の婦人労働者のうち、三三三万人が労働組合へ加盟しており、組織率は二七・五%である（一九七三年）。この婦人労働者の組織率は、国際的にみても低くはないが、従業員一括加盟方式をとっている組合が多いことを考慮しなければならぬし、この点とも関連して、パート・タイマーなどの増加にともない、近年、組織率が低下の傾向をたどってきた。それにしても、労働組合員総数の二七・九%を占める婦人の要求が十分に反映されるならば、組合運動全体のエネルギー源は、ひとまわりもふたまわりも拡大するだろう。とくに労働組合婦人部が活動することによって、恋愛や結婚の問題、共稼ぎにもなり諸困難や、民主主義的な人間関係にもとづく家族を發展させていく問題、子どもの教育の問題などがとりあげられ、組合運動全体の関心につつまれていけば、男女労働者の相互理解と団結をたすけ、労働組合の社会的役割と活動力をたかめるうえでも、大きな意義をもつにちがいない。

労働組合運動に婦人の要求が十分反映せず、エネルギーが汲みつくされていないのは、協調主義的潮流の指導とむすびついており、したがって労働組合の階級的・民主的強化がなくては、「労働婦人の先進的役割」をどんなに大きな声でさげんでみても、婦人労働者の本来の役割をはたすことはできないのである。

#### 婦人労働者と労働政策

とくに、今日の労働組合は、国家独占資本主義の支配が強められているなかで、職場や企業内における活動だけでなく、職場や企業内における活動を發展させるためにも、「婦人の生産活動への参加とい

「合法的傾向」にそつた意識的努力として、「合法的傾向からひきおこされる」婦人労働者の、二重の苦痛と困難とを最小限度にくいとめるために、婦人の労働と健康を保護する法律をこそ要求しなければならぬ」（荒堀広「労働組合運動と婦人労働者」、『労働・農民運動』一九七三年五月号）。

政府は、一九七五年四月から雇用保険法を施行して、婦人労働者にたいする失業保険給付を削減し、とりわけ婦人労働者にとって不利な「一時帰休」を労資一体で促進させるための雇用調整給付金制度を設けるなど、労働政策に新たな局面をひらくとともに、社会保険制度をつうずる収奪を強めてきた。また、労働基準法改悪の企図もすてておらず、一九七四年一〇月には、労働大臣の諮問機関である労働基準法研究会の小委員会が、「生理時の症状はただちに就労困難に結びつかない」という報告をおこなうなど、婦人労働者の既得権剝奪をねらっている。このような情勢のもとで、全国一律最低賃金制度の確立はもちろん、労働基準法違反を一掃し、さらに同法の改正を実現すること、婦人労働者にとつても、切実な要求とならざるをえない。家内労働法の拡充や、職業訓練を受ける権利、ILO条約第一〇三号（母性保護）、第一一一号（職業上の差別待遇禁止）などの批准による婦人の権利拡大にも、大きな関心がはらわれるべきだろう。

総理府「妻の収入が家計に及ぼす影響に関する調査」（一九七三年）によれば、世帯主収入のほぼ等しい家計で、共稼ぎによる収入が上積みされるばあい、全国平均で、所得税二・一七倍、社会保障費二・〇四倍の支出増となる。「婦人に関する諸問題調査会議」の報告書（前掲）も、「共働きにかかる費用としては外食費や被服費等があり、教育費等にもその一面がうかがわれるが、最も顕著なものは所得税と社会保障費であり、とりわけ共働き収入の増加による所得税の急上昇である」という。共稼ぎをしなけ

れば生活していけないような状態をつくりだしておきながら、その共稼ぎにたいし、税制などをつうじて取奪を強める政策には、わが国の労働者だけでなく、著者の知るかぎりフランス労働総同盟なども関心をはらいはじめており、今後の労働運動の新しい課題のひとつとなっていくにちがいない。

こうして、労働者階級が「婦人の労働と健康を保護する法律をこそ要求」していくなかで、都市中間層や農漁村の婦人の要求を支持し、とりわけ国民のための社会保障制度を充実させていく運動の先頭にたつ必要がある。「生活と権利に関する働く婦人の要求は、労働婦人以外の婦人層とも結びついて市民運動を一層前進させるであろう。……主婦を中心とした市民運動も国家独占資本〔主義の支配との対決〕にむかわなければならぬ必然性を有する。」(柴田悦子編『婦人の働く権利と民主主義』、汐文社、一九七二年刊)

#### 育児休暇の要求

なお、婦人労働者にとっては、母性保護の諸権利の確立とともに、育児問題が、その共通の要求の基本的部分をなしている。そして、保育所設置の運動の発展にもなつて、たんに母親が働くために子どもをあずかってもらうという保育から、子どもの権利としての保育問題が、積極的に追求されるようにもなつてきた。都市中間層や農漁村の婦人のあいだにも、関心がひろがっている。

しかし、現状では、保育のための施設は量、質とも絶対的に不足しており、産休あけからあずけられる零歳児保育や乳児保育となると、その不足ぶりはいちじるしい。共稼ぎ労働者の自衛手段として、未認可保育所設置の運動も促進されてきたが、子どもが生まれたためにやむをえず退職しなければならぬ婦人労働者は、いまなお、ひじょうな多数にのぼる。そのために提起されたのが、育児休暇の要求であり、一九六五年には、まず全電通が「育児休暇」にかんする労働協約を締結した。もちろん、育児休

暇の要求は部分的・改良的なものであり、「婦人解放への画期的な第一歩」などと評価すべきものではない。一九七二年制定の勤労婦人福祉法も、「育児休業」の実施を事業主の努力義務としている。

ところが、この育児休暇の要求について、一九六〇年代の後半から、婦人労働問題の研究者のあいだで論議がおこった。それは、犬丸氏の表現をかりれば、「育児休業否定論に象徴的にみられるような一本調子の運動論」、著者の感想をつくわえれば、育児休暇の要求の消極的な側面を強調するあまり、婦人労働者と「家庭婦人」とを対立的に位置づけてしまうような主張をめぐっての論議だったのである。しかし、この論議も、さいきんでは、嶋津氏らから「母親労働者が子どもを育てながら働きつづける権利をまもるために、育児休暇の制度要求が出されてきたことはとうぜん」と認められ、一致をみるようになってきた。

『前衛』シンポジウムにおける著者の発言にたいして、「働きつづけるべき論」とカッコつきでわざわざ指摘さるべき理論があるのかどうか、またあえてそう名づける理論があったとしても、それがここでいわれているほど婦人運動に実害を与えているのかどうか疑問に思う」（札幌婦人問題研究会『前進する婦人』第七号）との意見があったが、これにたいしては、育児休暇の要求への非難の背景にあった「理論」と、それがもたらした「実害」とを、ひとつの例としてあげておきたい。それは、今後にとって重要な教訓である。また、「文献探索」、「文献考証」にもとづく説明は重要だし、著者も婦人労働問題の若干の文献にそくして、理論的批判を試みてきたつもりであるが、『前衛』シンポジウムにおける「問題提起自体の必然性について十分には納得しがたい面がある」（前掲、布施論文との指摘にかんしては、運動のなかで理論のはたしてきた役割の客観的な評価の必要性を考えていただきたい、と思う）。

## 「婦人解放」は歴史のしわざ

ところで、婦人の社会的生産への参加をめぐる現実把握についていうなら、布施氏が「今日の婦人労働者の大半のものは、『働くことによるのみ進歩しうるから働く』のではなく、『いやでも働かねばひとなみの生活も教育もできないから』働くのである」と書いたような、しごく自明の理で、すでに結着がついていると思う（「婦人解放の道すじと家事・育児——最近の論調をめぐって」、『賃金と社会保障』一九七四年四月上旬号）。「働きつづけるべき」論を批判した立場も、婦人が「働きつづける」とますます搾取されるから、「働かないですむ」ようにすることが正しいなどといったわけでないことはもちろん、「婦人は、二重の苦痛が『肉体的荒廃』と『精神的萎縮』をもたらそうとも、労働市場から家庭にひっこむわけにはいかない」ことを、冷徹な現実として受けとめ、理論的展開の前提としていたのである。

むしろ問題は、労働者の実生活に影響をもちえない、『働くことによるのみ進歩しうるから働く』という考え方が、理論の分野と、一部の労働組合の婦人活動家のあいだでは影響をもちつづけた、という現実であろう。

すでに述べたように、婦人の社会的労働への参加の進歩的意義を強調する人々のあいだに、一九六〇年代をとおして、理論的展開の一面化が生じた。だが、資本主義的生産様式のもとにおける賃労働についての本質規定は、婦人の社会的労働への参加が進歩的で合法的傾向だという規定を、けっして排除するものではないのであり、しかも、後者の規定は、「婦人の意志とは無関係に資本主義社会のなかで婦人がおかれている客観的な存在を意味している」（前掲、荒堀論文）のである\*。まさにエンゲルスがいうように、「『解放』は歴史のしわざであり、およそ思想のしわざなどではない」はずだ。

\* 「資本主義体制のなかでの古い家族制度の崩壊がどんなに恐ろしくいとわしく見えようとも、大工業は……家族や両性関係のより高い形態のための新しい経済的基礎をつくりだすのである。」(『資本論』第一部、傍点  
は引用者)

「男女両性の非常にさまざまな年齢層の諸個人から結合労働人員が構成されているということは……退廃や奴隷状態の害毒の源泉であるとはいえず、それに相応する諸関係のもとでは逆に人類発展の源泉に一変するにちがいないのである。」(同右)

「プロレタリアートの発展のもっとも一般的な諸段階を略述」した『共産党宣言』も、労働者が「機械のたんなる付属物」とされていくことをとおして、労働の等質化だけでなく、プロレタリアート内部の利害や、その生活状態が平均化され、労働者の団結のための客観的条件が熟してくる、と述べているのである。しかも、この「機械のたんなる付属物」をつくりだしたのは、機械を「武器」としたブルジョアジーであって、機械そのものではない。

「二重の苦痛」の解決をめくって

以上の検討のうえにたつて、ふたたび前掲の布施論文(『賃金と社会保障』一九七四年四月上旬号)をとりあげてみたい。そこには、つぎのような示唆がある。

「〔婦人労働者にとつての〕『二重の苦痛』は、それを重視することによって薄らぐわけではない。直視し、それが国家独占資本主義機構そのものによってもたらされるものであることを認識したからといって、それだけで解決するわけではない。もちろん、これらの点は田沼氏も重々承知のうえのことであり、田沼氏の論理の展開が、この問題を紙の裏にたとえ、賃労働の進歩性を紙の表におくとみならず、

六〇年代の婦人労働の理論の一面性への疑問につながっていくものであることは理解しうる。しかし、そのような論理の展開があるならば、いっそ現実の矛盾の重視のその先に、これをいかなる方向で解決していくかという論理の展開、二重の苦痛が婦人解放の道すじにおいていかに位置づけられる性格のものであるかといった問題の追求も展開されてしかるべきだと考える。

布施氏が提起しているように、現実の矛盾を「いかなる方向で」解決すべきなのであるか。この点では、まず、「資本主義の胎内に準備される解放の物質的条件をあきらかにし、それらの条件を、まもり拡大すること」を「闘争の目標」とすべきだという、さいきんの論議のなかで浮き彫りにされてきた見地（嶋津千利世編『婦人と労働』、新日本出版社、一九七〇年刊）が検討されなければならない。婦人解放の物質的条件は客観的な過程であり、客観的に「あきらかに」すべきことは、いうまでもなくきわめて重要であるし、闘争の出発点でもある。しかし、それらの物質的条件を「まもり拡大すること」が婦人労働者の「闘争の目標」と主張するのは、正しくない。

また、近年流行の「ウーマン・リブ」論は、男女不平等、女性の従属的地位を歴史的・社会的背景においてとらえることができない幼稚さをもつが、それを批判する文献のなかにも、右のような「闘争の目標」についての唯物論的でない見地が残っているため、リブ派を克服しきれない弱点をもつものがある。たとえば、リブ派による近代的家族制度の「破壊」という主張にたいして、婦人みずから社会的労働に参加し、自分自身の人間的発展と人格的自立をちとり、プロレタリア単婚家族を形成する基盤を生みだすとともに、その過程で真の「婦人解放」へ近づくべきだ、といったような「道すじ」の提起は正しいだろうか。ここでは、資本蓄積が必然的に生みださざるをえない客観的な過程と、そのなかで、

いかに民主主義的な人間関係にもとづく家族を發展させていくかという実践課題とが、ごたまぜになっている。「婦人みずから社会的労働に参加し……」という発想自体が、本質的に「男敵」論のリブ派を批判していく観点として弱いばかりでなく、「家庭婦人」を対立的にみるような方向へつうずる結果を招いてきたのではあるまいか。

「二重の苦痛」にさらされる婦人労働者自身の要求、その要求にもとづく労働組合運動の前進を基軸としつつ、家族としての日常生活をまもる要求から發展してきた広範な婦人運動とも大きく合流していくこと。これが、今日における国家独占資本主義の支配と対応した、客観的根拠のある、「二重の苦痛」の解決を準備する闘争の「位置づけ」であろう。

#### 労働組合の方針における一面化

ところで、一九七〇年代にはいると、かねてから婦人労働問題の理論的展開に生じていた一面化の傾向が、労働組合運動の分野に、いっそう拡大されて現われるようになってきた。

たとえば、総評・中立労連などが組織した一九七二年の「はたらく婦人の中央集会」における基調報告は、「不安定雇用の増加や、平均勤続年数がなかなかのびないことからして、素直によるこびえないのが婦人労働の実態です」とのべ、「したがって、なぜ勤続年数がのびないのか、その問題点を解明する必要がある」と主張している。そして、たとえば「若い婦人を中心に離職がほしいこと」をあげ、その理由は、賃金の男女格差だけでなく、「仕事の内容も補助的労働、単純労働がほとんどで、何時までたつても、やりがいのある仕事につけない」からだという。労働強化と結びつけられた単純労働のつらさに耐えきれないで離職するのは、たとえ離職したとしても、けっきょく「資本の直接的統治」



から離脱できるわけではないということをもつにすれば、たしかにさしあたりの個人的な「解決」である。したがって、このばあいには「よろこびえない」のは、勤続年数ののびへの影響ではなく、団結して労働強化とたたかえなかつたという問題にほかならない。

また、この基調報告は、「働きつづけようとする意志をもつ婦人たちであつても育児のもんだいなどから企業への定着を不可能にしているともいえます」と指摘した。しかし、現実には「働きつづけようとする意志をもつ婦人」より、働きつづけなければならぬ条件におかれている婦人のほうが、圧倒的に多いと考えられることは、すでにふれたとおりである。この点、とくに具体的な要求の一致からすすめられるべき労働組合運動の方向としても、妥当性を欠くといわなければならず、さらに、それが「企業への定着」云々という資本家的表現と同居すると、奇妙なことになってくる。独占資本は、ますます多数の婦人を、働きつづけなければならぬ条件に追いこみながら、一方では要求を押えつけて「男女差別賃金」や「男女差別定年制」、「別居配転」や「結婚・出産退職制」を強行してきた。吸引と反発の現象的な形態はどうであれ、蓄積の必要に見合った、できるだけ大量の婦人労働者を、可能なかぎり「不安定雇用」の状態においておけばよいのである。かれらにとって、婦人の「働きつづけようとする意志」は、そのかぎりでは妨げにならないし、じつさいには「意志」をもとすが、もつまいが、「人間的搾取材料」として、資本が演出する舞台へひきだしてきた。今日の労働組合運動が正面からとりくまなければならぬのは、まさにこういう現実である。

その現実のなかで、労働組合が、働きつづけなければならぬ条件におかれている多数の婦人労働者の要求をとりあげ、婦人の「働く権利を確立」していくことは、まぎれもなく正しい位置づけである。

しかし基調報告は、どちらかといえば「働きつづけようとする意志」から出発し、「仕事を中断しないで働きつづけていくため」に「働く権利を確立」しようという課題を提起しているから、どうしても一人ひとりの「主体性」が前面におしだされ、「婦人解放」の道すじとしては、いきおい観念的にならざるをえない。

右のような基調報告に示された方向と位置づけで総評・中立労連などが「はたらく婦人の中央集会」を組織した同じ年に、向坂逸郎氏が、「資本主義と女性」という一文を発表している（『まなぶ』一九七二年三月号）。向坂氏は、このなかで、「女性解放は、台所からの解放にはじまらなければならない」、「女性が、台所や家庭生活のことから解放され、男性と平等の条件で、労働し、学習することができるようにならないといけない」と教えており、掲載誌が総評傘下の青年労働者にひろく読まれていることを考慮すると、さきの「はたらく婦人の中央集会」の基調報告を裏づける役割をはたした、といつてよい。<sup>\*</sup>向坂氏の論旨は、全体としてみても、「台所」を対米従属的な国家独占資本主義の支配が生みだしている矛盾との関連でとらえるのではなく、「台所からの解放」の一義的な強調に終始しているが、若い読者は、自分たちの問題として、これをどう受けとめたであろうか。

\* さいきんでは、『月刊社会党』一九七四年一〇月号が、「現代の婦人問題」の特集をおこなっているけれども、理論的に新しい提起といえるほどのものはない。あえていえば、川口武彦氏の巻頭論文「資本主義と婦人解放」が、「婦人がただ家庭にとどまっていた、その社会的な位置と、その経済的自立を獲得しないかぎり、婦人解放への道はない」（傍点は引用者）とか、「婦人が家庭のなかにあつて、家事にだけ専念していたのでは、婦人の向上はない」などとくりかえし、「だから婦人解放の道は、社会主義の実現以外にはない」と強調しつつも、論述のなかで、「家庭のなかにも、この社会の矛盾がびしびしとおしよせてくる」と言及している。

## 婦人労働者と「家庭婦人」の位置づけ

対米従属的な国家独占資本主義の支配は、わが国の各階層の婦人の政治的自覚と運動の発展に、新しい条件をつくりだした。すでに明らかにしてきたように、「家庭婦人」も、労働者家族として、あるいは彼女たち自身の生活の場において、直接、独占資本の抑圧と収奪に苦しめられているため、目を社会にむけ、政治を考えるように方向づけられるだけでなく、社会進歩のためにつくすよう、法的に、たちあがりはじめたのである。資本主義的発展の現局面において、婦人労働者と「家庭婦人」との単純な対置は、誤りといわなければならない。

労働者階級にぞくする婦人にとっての「二重の苦痛」も、広範な婦人のプロレタリア化、半プロレタリア化をおして、知的・専門的職業に従事する婦人の大多数のあいだにまで、事実上、波及するようになった。搾取されていない都市中間層や農漁村の婦人、さらには「家庭婦人」のばあいも、国家独占資本主義の支配と激しい収奪にさらされるなかで、状況は同じである。「核家族」化のもとで、各階層の生活様式も均一になってきた。こうして、婦人であるがための負担や労苦を軽くしたい、婦人にたいする差別をなくしたいという、婦人層全体に共通の希望、共通の要求が、具体化され、つよめられてきたのである。

今日は、急速に進行する社会的貧困化の国民各階層への広く深い浸透のもとで、労働者階級の闘争の全国的な性格、婦人労働者の闘争と民主主義的変革における各階層の婦人の要求との関係、両者の正確な位置づけが、かつてないほどさしせまって重要な意義をもつ時代なのである。

## 五 男女平等——民主主義的要求の発展

われわれの国では、まず社会の徹底的な民主主義的変革を達成することによって、婦人の要求も大きく解決できる。この歴史的な事業のなかで、婦人労働者、「家庭婦人」、都市中間層や農漁村の婦人たちのおかれている位置、その統一の基礎については、概略をのべた。では、婦人の要求の根底にある、男女平等とはなにか、それを実現するための道は、いかにすれば確実に切りひらくことができるか。男女不平等の原因は、歴史的・社会的なものであって、生理的なものではないのである（本書の柴田悦子氏の論文「男女平等と家族問題」を参照）。

### 男女平等と母性保護

資本主義的生産様式のもとでは、資本の価値増殖に役だつかぎり婦人の労働力が利用される。だから資本にとっては、母性保護といっても、出産という将来にわたっての労働力の確保のための、最低の譲歩として認めてきたにすぎない。それも、労働運動の発展に応じたものであった。労働組合運動の長い歴史があり、民主主義の獲得物も大きいヨーロッパの資本主義諸国では、早い時期から社会政策がすすんできた。このような意味での社会政策が、ほとんど問題にならなかった第二次大戦までのわが国の事情は、かなり異なっている。戦前の工場法（現在の労働基準法にあたる）では、婦人労働者について、最大限労働時間を一一時間と制限していたにすぎない。しかも、行政官庁の許可をえれば二時間延長し

てもよかったから、紡績工場などでは、二四時間操業を二交替制でおこなったりしていた。このような事情がひとつの歴史的背景ともなつて、わが国においては、母性保護の要求が、どちらかというとならざるに個人別資本に向けられる傾向をもっている。しかし、貧困化の広がりや深まりからくる生活破壊が、はげしさを増大させるにつれて、母性保護への要求も多面化し、企業の枠をこえて社会的な性格をもたざるをえないようになってきた。

問題は、男女平等と母性保護との関係であろう。

「職業に就かないで花嫁修業のあと生涯、家庭婦人として過ごす」という戦前のパターンから、結婚まで就職して家庭婦人になるという戦後パターンに変わった女性と職業との関係は、結婚しても生涯職業を続けようとする女性が現われることによつて、また再就職をしたという女性が増えてきたことによつて、極めて複雑になり、現在のパターンは、まさに多様化してきているといつてよい。こうした多様化は、職場における女性の保護が、男女の平等を押し進めるための阻害要因となつていくという側面を浮び上らせてくる。男女同一労働同一賃金が法制上は実現していても保護を必要とし必須としていくことが、女性の職場進出の道を更に妨げていくことを阻害している面もある。」(前掲、『現代日本女性の意識と行動』)

このばあい、資本家が口にする「平等」とは、資本主義的生産様式が生みだしている社会的不平等を、すべて前提としたうえで「平等」なのである。そのような立場が、男女労働者を「人間的搾取材料」としてしかあつかっていないことの端的なあらわれであることはいうまでもない。これにたいして、労働者が社会的不平等をなくすためにたたかうことは、きわめて当然であろう。婦人労働者は、労働権、

生活権を要求しているが、そのためには、社会的不平等のいっさいのあらわれとたたかわなければならぬ。右の意味で、母性保護要求は、婦人の社会的不平等をなくしていくたかいかいであり、社会的な機能である母性が保護されたとき、はじめて男女は同じ出発点にたつことになるのであり、労働者にとつては真の男女平等をうながすものとなるだろう。

「差別」と「区別」

ここで注意しておかなければならないのは、「差別」を「区別」と混同してはならないということである。つまり、不当な区別が差別なのであって、区別すなわち差別だというわけではない。母性保護は、まさに婦人を正当に区別することであって、けっして差別ではない。永遠のバラダイスを想像することはできないが、われわれの国が社会主義の社会になっても、女が妊娠・出産するという男女の区別は存在する。また、区別は差異にもとづいておこなわれるが、差異の認識が誤っていれば、不当な区別、したがって差別がおこなわれることになる。現実が存在する社会主義諸国でも、「誤った区別」があるというわけではないが、男女のあいだに「正当な区別」だけが残っているという状況ではない。これは、社会主義建設の過程での弱点というだけでなく、社会主義そのものの歴史が浅く、しかもいぜんとして資本主義世界にとりかこまれているという条件を無視するわけにいかないだろう。

同一労働同一賃金の要求は、「婦人に関する諸問題調査会議」の報告書がいうように、けっして母性保護の要求と対立するものではなく、むしろ社会的不平等をなくすたかいかいとして、母性保護の要求とむすびついている。資本家は、婦人の社会的生産への参加の道をひらいたときから、さらにひきつづく貧困化の進行のもとで、母性であることを利用して婦人を差別し、低賃金で働かせているのだから、母

性保護の要求をひきさげたら賃金があがる、ということにはならない。母性保護も、同一労働同一賃金も、労働者の自覚と団結のうえに、運動の成果として表現するものなのである。

#### 家事・育児の問題

家事・育児は、今日のわれわれの生活にとって欠かすことのできない基礎的構成部分である。人間にとって必要な生活条件は、家事・育児によってその大部分がまもられているといつてよいだろう。家内労働、家事・育児は、資本主義社会の社会的生産そのものと区別するうえでは、たしかに相対的に「私的」なものであるが、それは有用な仕事でないということにはけっしてならない。

ところが、マルクスも指摘しているとおり、機械制大工業の成立とともに、「資本家のための強制労働は、子供の遊びにとつて代わったばかりでなく、家庭内で慣例的な限界のなかで家族自身のために行なわれる自由な労働にもとつて代わった」のである。かれは、ドクトル・エドワード・スマスの報告を引用しつつ、皮肉な調子でこう書いた。「労働者が工場の雰囲気から追い出されるといふことは別としても、恐慌は衛生上ほかにもいろいろな利点をもっている。労働婦人たちは、いまでは自分たちの子供に乳を与えるために必要なひまができて、ゴドフリウの気つけ薬（一種の阿片剤）で子供を毒する必要はなくなった。彼女たちには料理をおぼえる時間ができた。不幸なことには、この料理術は、彼女たちの食い物がないうちに現われた。しかし、これによつても、消費のために必要な家族労働を資本がその自己増殖のために取り上げているということがわかる。また、恐慌は、特別な学校で労働者の娘たちに裁縫を教えるためにも利用された。つまり、全世界のために糸を紡いでいる労働少女たちが裁縫をおぼえるためには、アメリカの革命と世界恐慌とが必要なのである！」『資本論』第一部と。

もちろん、階級社会のなかで発生した男女不平等、女性の従属的地位、婦人の家内労働の「私的奉仕」としての位置づけは、資本主義のもとでも、いぜんとしてつづいていて、資本は、家事・育児の「社会化」を、搾取の強化に合目的な範囲でしか認めようとせず、労働力の再生産のために必要な家事・育児を、「私的奉仕」に閉じこめようとす。ここに、個別家族の生活のいない手としての「家庭婦人」の存在を規定する経済的条件もあるが、その「家庭婦人」をふくめた婦人の生活要求の現代的意義については、本書の米田佐代子氏の論文「婦人の生活と民主主義」を参照されたい。なお今日では、資本が自己増殖のため犠牲にした「家族労働」をもう一度しゃぶりなおすかのように、育児天職論などがふりまわされたりしている。価値も剰余価値も生産しない、したがって、自分たちにとって有用なものとは認められない「私的奉仕」を「天職」とまでいう形容矛盾は、自己増殖を天職とする資本の立場においてのみ論理一貫したものとなる。

しかも、わざわざ育児天職論をふりまわすまでもなく、もっと日常的に家事・育児の仕事が婦人にたいする「差別待遇」の理由になっているのが現実だ。それは、労働過程の外に存在する男女不平等、女性の従属的地位などと関連している条件であるけれども、資本が労働過程の内部で不可欠の男女不平等あつかいを維持し再生産するために必要なものである。

これまで労働者が雇主から直接に支払われる賃金は、その労働力の再生産費をまかなう唯一の形態であったが、現代では賃金だけでなく、社会保障による給付、学校や保育の制度、余暇をすごすための各種公共施設の提供などが、労働力の再生産に役だつようになってきており、労働力再生産費の「社会化」の形態が発展してきている。このような条件のもとでは、家事・育児にかかわる問題についても、さま



さまざまな角度から、社会的サービスの改良を求めてたたくことが必要であろう。

「婦人解放」とは

もちろん、今日では婦人が家事だけにしぼりつけられている状態は、少なくなってきた。主婦も、目を社会にむけ、地域の市民運動や婦人運動、平和運動などに参加してきた。それは、「婦人解放」の道すじにおける積極的な意味をもつ動きである。

しかし、一口に「婦人解放」といっても、それはいったい婦人をなにかから解放するのか、という問題になると、答えはまちまちだろう。『前衛』の相原論文も述べているように、ある人は「性差別」からの解放をいい、他の人は結婚制度からの解放をいい、またべつの人は、資本家階級の搾取からの解放というにちがいない。こうして、「婦人解放」という概念は、理論的な規定としてはかなり不明確である。これまで「婦人解放」といわれてきたものの内容はなんであつたらうか。

まず「婦人解放」とは、政治的・社会的・経済的なあらゆる生活分野での男女平等の実現を目ざすものだというのが、もともと一般的な概念だといえる。ヨーロッパでも日本でも、婦人が男と同等の人間的自由と人格的独立をもとめ、さらに政治的・社会的・経済的な不平等の克服をめざしてたちあがったのが、近代的な婦人運動の開幕であつた。

男にたいする不平等からの婦人の解放、男女同権の実質的な確立という要求は、その初期、主として前近代的なものにたいする民主主義的なたかひだつたが、しだいに資本主義的生産様式が男女不平等を継承し、新たに利用することが明らかになるにつれて、男女平等の民主主義的要求は、労働者階級と人民の民主主義運動の重要な一翼をになうようになってきた。そのなかで、資本主義諸国の憲法ではほ

とんど男女の同権がうたわれるようになってきた。日本国憲法も、個人の尊重、法の下での平等、家族生活における個人の尊重・両性の平等をうたっている（一九四七年に改正された民法については、日本婦人団体連合会『婦人白書——国際婦人年にあたって』が、まとまった問題提起をしている）。

民主主義的運動の前進は、婦人への社会的な配慮の確立をふくめて、婦人のもつ可能性を大きく引きだし、発揮させ、社会生活のあらゆる分野で婦人が人口の半分にふさわしい役割をになっていくことになるだろう。

こうした見地にたつとき、婦人には学校教育や職業訓練の機会が制限されてきたことが、とくに注目されねばならない。同時に資本主義の発展そのものが婦人にたいして、より高度な教育を要求するから、その点での差別は、資本主義が発展するにつれてせばまる傾向ももっている。わが国のように、後期中等教育を受けている婦人が大きな比重をしめる社会では、さらにこの差異は縮小していくといわなければならない。しかし、だからといって、婦人がだれでも男と同じように教育・訓練を受けられるかといえは、そこにはまだいくつかの制限や解決しなければならない問題が残されている。だから、婦人が自分の希望する職業や能力を必要とする仕事につくことができるように、教育・訓練を受ける権利を保障させなければならない。

つぎに、「婦人解放」は、婦人の資本主義的隷属と搾取からの解放を意味する、とも考えられている。資本主義は、男女平等を完全に実現することはできないし、実質的な男女平等が実現にむかうのは、社会主義であるからだ。

しかし、社会主義をめざしたものでなければ、「婦人解放」運動ではないという考えかたは正しくな

い。それは、反帝・反独占という闘争の段階をとらえられない点でも、婦人の要求が民主主義的変革によつて大きく解決されることをみない点でも、現代では婦人がさまざまな要求をもつて広範に結集できることを軽視する点でも、婦人問題を「社会主義革命論」に従属させることになる点でも、誤っている。「婦人解放」をめざす運動は具体的な条件と時期はなしては考えられない。竹中恵美子氏の『現代の婦人問題』（創元社、一九七二年刊）が、著者の婦人解放論について、「階級的立場でなく、小市民的立場にたつ立論」と批判されていることも、このところの理解のちがいに、ひとつの関連がある。

また、資本主義的隷属や搾取をうけているのは、婦人労働者だけではない。男の労働者も同じである。だから、資本主義的な隷属と搾取に反対して、社会的・経済的な解放をめざす労働者の要求と運動は、全労働者階級を包括するものであり、労働者階級全体の解放闘争と別個に婦人労働者の解放運動があるわけではない。

育児休暇をはじめとして、諸休暇要求——子看休暇、通院休暇、予防接種時の休暇、PTA活動参加のための休暇などは、婦人の差別にたいするたたかいかいとも関連して強い関心をもたれている。しかし、たとえそれらの休暇を夫にも保障せよという要求に拡大したとしても、また、たしかにそれらの休暇が切実な要求であることにはちがいないとしても、今日の段階では、こうした要求だけで、労働者全体の団結を強め、男女平等を実現していくことにはならない。少なくとも、年次有給休暇の増大など、すべての労働者に共通の基本的要求とむすびつけて、たたかわれるべきであろう。

もちろん、このことは、婦人労働者が、婦人固有の独自要求をもち、これらの要求をかちとるため、労働組合により多くの婦人を組織してたたかうことの必要性を否定するものではないし、増大する婦人

労働者が婦人の運動のなかで主導的な役割をはたすべきことを軽視するものでもない。

なお、男女差別克服の道は、根源的には民主主義的変革、さらには階級社会の止揚の道と一致せざるをえない。しかし、現実にある個々の具体的差別のかなりの部分は、今日の労働組合運動と婦人運動とで解決しうる射程内に存在している。すでに先進的な労働組合によって拡大されてきた母性保護の到達点を法制化し、婦人労働者全体のものにしていくたかいかいなども、重要であることはいままでもない。

#### 未来をめざす道程

それにしても、右にあげたような意味での「婦人解放」をかかげなければ、婦人運動とはいえないのであろうか。

現代の婦人運動は、国家独占資本主義の支配のもとで、搾取と収奪、不平等などの状態から生ずる要求、希望、利益などを基礎として展開される性質をもっている。婦人運動は婦人の自覚と要求にもとづいて発展していくものにほかならない。

婦人の要求は多様性をもっており、こうした要求にもとづいて、婦人労働者、農漁村の婦人、知識人としての婦人、「家庭婦人」など、各階層の婦人をつつんだ運動が展開されている。婦人の運動は、多面的なひろがりを持ちながら、同時に、日本の政治・経済の核心にふれる動きとならざるをえない。こうした婦人の自主的な運動が婦人運動であって、「婦人解放」をうたったものだけが婦人運動だというわけではない。

まして、「ウーマン・リップ」派のように、自分たちの目の前にあるもの、女にとっては男が「敵」だという考えかたで、婦人にたいする差別を解決することはできない。婦人にたいする差別は、男女平等

の実現をめざす社会的諸方策によって解決していかなければならないのである。そのばあい、男は「敵」であるどころか、男女労働者の団結こそが、なめになるだろう。リブ派の考え方には、ただ男女不平等への反射的な小市民的ラジカリズムがあるだけで、独占資本の政策と効果的にたたかうことをさまたげ、大衆的な婦人運動を否定するものになっている（本書の柴田氏の論文『「性差別」と民主主義——「ウーマン・リブ」論批判』を参照）。

婦人運動が、さまざまな傾向と未来をもつものであることはいうまでもない。そして、婦人運動の歴史は、婦人の自覚がひろがり、ますます多くの婦人が、労働組合をはじめとする民主主義的な婦人組織に結集してきた過程であるということができ、今後もそうであるにちがいないだろう。

対米従属のもとで、日本独占資本の反動と抑圧、搾取と収奪、侵略と戦争の政策に反対し、民主主義的権利の確立を願う労働者階級をはじめとする各階層の婦人の運動は、民主主義を拡大し、日本の当面する革命——反帝・反独占の人民の民主主義革命を遂行する統一戦線の一翼をになつていくにちがいない。民主主義的権利が確立されることによって、婦人がうけている労働および生活における不平等は大きくとりのぞかれるだろう。婦人の社会的地位も今日とはちがつて飛躍的に向上するであろう。母性保護や子どもの健康と福祉、教育など、婦人たちにとっての切実な要求も保障され、保育所をはじめとする公共施設は、真に社会化の名に値するものとして拡充・改善され、そのための法制的・行政的措置が、婦人自身の参加する政府・自治体によって遂行されることになる。

そして、このような婦人の民主主義的権利の拡大、生活擁護の諸政策が実現するとき、それは、ひきつづき、搾取と男女不平等の問題を最終的に解決する社会主義をめざす展望をより確かなものにする。

日本の将来の社会主義は、社会的・経済的にだけでなく、人間的にも真に実質的な男女平等を実現するであろう。そして、社会主義の日本では、婦人が家事・育児だけにとらわれ、社会的な生産や活動に参加することと家事・育児とが矛盾するようなことも、基本的になくなっていく。家事・育児の多くの部分は社会化され、安心して子どもを生み、かれらを社会的な配慮のもとで育て、教育をうけさせることができるようになるであろう。エンゲルスは「生産手段の共同所有にうつるとともに、個別家族は社会の経済単位ではなくなる。私的家族は、社会的産業に転化する。子どもの扶養や教育は公的事務となる」と予見している。

今日の婦人の民主主義的要求にもとづく運動の発展は、このような未来をめざす道程を、われわれの国の婦人たちが確実に歩みつつあることを示している。

### 執筆者紹介

田沼 肇 1926年生, 法政大学教授  
米田佐代子 1934年生, 東京都立大学助手  
竹内 真一 1932年生, 明治学院大学教授  
明野 進 1928年生, 労働運動研究者  
松原 セツ 1939年生, 婦人問題研究者  
柴田 悦子 1928年生, 大阪市立大学助教授

### 現代の婦人論

1975年6月30日第1刷発行  
1975年7月30日第2刷発行

定価はカバーに表示してあります

編者◎ 田 沼 肇  
発行者 小 林 直 衛  
印刷所 (株) 太平印刷社  
製本所 (株) 中條製本工場  
発行所 株式会社 大月書店

東京都文京区本郷2-11-9  
電話 営業 (813) 4651  
編集 (814) 2931  
振替 東京3-16387

落丁・乱丁本はお取替いたします

---

婦人はいまや日本の政治革新をめざす勢力の一翼として、大きく歴史の舞台に登場した。それとともに、新しい現代的課題にこたえる科学的社会主義の立場にたつ婦人論が待望されている。

本書は、この間の論争をもふまえ今日の広範な婦人が、生活を守り、働き、運動をすすめるうえでの理論的確信を生みだすことを期した現代の婦人論である。

---

¥ 1200